

東三河地域研究

通巻 105 号～109 号

(社) 東三河地域研究センター

目 次

◆平成 22 年度 東三河地域問題セミナー 1

「メディアの多様化時代におけるシティープロモーションの実際」

都市環境プランナー／技術士／脚本家

株式会社リージョナルブレインズ 代表取締役 谷口庄一氏……………1

◆平成 22 年度 記念講演会 1

「飯田市の地域づくりとリニア中央新幹線」

飯田市 副市長 渡邊嘉蔵氏……………5

◆平成 22 年度 東三河地域問題セミナー 2

「自治の視点からみた県境地域形成の可能性」

同志社大学

政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 今川晃氏……………9

◆平成 22 年度 記念講演会 2

「低炭素社会に向けたまちづくり」

東京大学大学院 教授 大西隆氏……………13

◆第 17 回地域関連研究発表会……………16

社団法人東三河地域研究センター 平成 22 年度東三河地域問題セミナー 1

平成 22 年 9 月 10 日(金)15 時～17 時 カリオンビル 5 階(市民センター)にて、谷口庄一氏が講演を行った。

「メディアの多様化時代における シティープロモーションの実際」

都市環境プランナー／技術士／脚本家
(株)リージョナルブレインズ
代表取締役
谷口庄一氏



●講演要旨

都市にとって、どのようなメディアを活用して、シティープロモーションを行うかが、極めて重要な戦略となっています。本講演では、地方自治体の観光情報等を発信するツールとして、YouTube やツイッター活用事例を交えながら、メディアが多様化する中でシティープロモーションを如何に考えるかを紹介します。

一方、放送や新聞のマスメディア発信される情報は東京を視点とした一極集中がますます顕著になっており、東京ローカル情報といえるような話題を地方で見せられることになっています。このようは事態は地方主権や地方分権とは逆の方向に向かっている印象すら与えます。地上デジタル化は体力のあるテレビ局に有利との指摘もあり、情報発信の東京一極集中を加速させると考えられます。

三遠南信地域では愛知・静岡・長野 3 県それぞれにテレビ局が存在し、テレビ上で地域情報を共有することができない構造になっています。

しかしながら、インターネット基盤整備やデータ圧縮技術などの進展、携帯電話端末の普及によって、SNS と呼ばれるソーシャルネットワーキングやブログ、ツイッターなどパーソナルなクチコミ個人メディアがマスメディアとは違った形で増殖を続けています。また現在では、文字情報・画像情報中心のブログのみならず、YouTube やニコニコ動画、ユーストリームと言った動画によるメディアも注目されつつあります。

本講座では、進化を続ける情報基盤を活用して、マスメディアと個人メディアの中間に広がる“ミドルメディア”に着目します。ミドルメディアは民生仕様のカメラやパソコンなどでも情報発信することが可能であり、多額の設備投資を必要とせずに行うことができることから、シティープロモーションの有効な手法と考えられます。

1. メディアの多様化

日常生活などでは、「メディア」は「マスコミ」の同義語として用いられることが多い。すなわち、不特定多数の受け手を対象に情報を発信するような新聞、テレビ、ラジオな

どを指す。特に、報道の役割に注目している中で用いられることが多い。また、これらを特に「マスメディア」と呼ぶこともある。

メディア多様化と言われる諸形態については下記のように整理できる。(参考：Wikipedia)

①マスメディア

特定少数の送り手が、何らかの情報を不特定多数の受け手に向けて伝達する際に用いられる。マスメディアの典型的なイメージはテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、などいわゆる報道に関わる諸機関だが、その他に、映画、音楽、出版業界をここに含めることが多い。

②ネットワークメディア

マスメディアに媒介された情報伝達を、1 点を発信源とし多数の点を到達点とする構造になぞらえ、複数の送り手から複数の送り手へ情報が行き交うような仕組みを指して、「ネットワークメディア」と呼ぶことがある。

インターネットやパソコン通信はその代表的な形態である。ここに電話や郵便が加えられることもある。インターネットは様々な用途に用いられるため、電子掲示板や電子メール、あるいはブログをネットワークメディアとし、不特定多数へ向けた情報発信であるウェブページについてはマスメディアに近いものとも考える場合もある。

③パーソナルメディア

主に使い手が情報を発信したり、記録、編集したりするために用いられるものを「パーソナルメディア」と言うことがある。これはマスメディアが情報の大量一括伝送であることと対比される。

カメラ、家庭用ビデオカメラ、テープレコーダー、などのほか、携帯電話やアマチュア無線、電子メールなどが含まれる。

④双方向メディア

メディアの特性として、インタラクティブ性、双方向性などと呼ばれる性質が注目されることがある。テレビ番組の内容などについては、視聴者は間接的でごくわずかな影響力しか持っておらず、「受け手」ととどまるが、電話を介した会話の場合には双方が話題を提起したり、会話を打ち切ったりすることがある程度可能である。つまり、送り手と受け手の立場に立つことができ、両者の間では情報が必ず一方から他方へ伝達されるのではなく、双方向の伝達がある。こうしたメディアを指して、「双方向メディア」または「インタラクティブメディア」と言うことがある。

⑤同期型メディアと非同期型メディア

メディアの一部は、受け手と送り手が同時にコミュニケーションに関わっていることを要求するが、そうでないメディアもある。前者を同期型または同期、後者を非同期型または

非同期メディアと呼ぶ。

同期型メディアには、インターネット上におけるチャットやインスタントメッセージ、電話などがある。非同期型メディアには、インターネット上における掲示板、電子メール、手紙、書籍などがある。

メディア多様化の大きな要因にはインターネットなどの情報インフラの整備と利用端末の多様化が進められたことと、インターネットなどのサービスの多様化にある。そこに多様化するライフスタイルと親和性が高かったと言える。

マスメディアと称されるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌などは不特定多数の受けてに向けて伝達する手段であって、不特定少数のコンシューマーに対しては効率が悪くなってしまう。

2. 情報インフラの充実と利用端末の多様化

情報インフラとしては、ADSL 回線から光回線へとブロードバンド環境が整ってきたことに加え、Wi-Fi と呼ばれる無線 LAN のインフラも整ってきている。携帯電話網を由来とした 3G (HSPA) や Wi-Fi の広域版ともいえるモバイル WiMAX のような高速無線アクセス網をインターネットアクセスのバックボーンとし、Wi-Fi を利用した Mzone、フレッツスポット、FON を始めとする多くの有料／無料の公衆無線 LAN が容易に利用できるようになってきた。

利用端末の多様化も進んでいる。パーソナルコンピュータの CPU はシングルコアからデュアル、クアッドコアと並列処理が可能になり、映像処理能力が高くなってきた。一方で、Atom という省電力で安価な CPU が開発され、ネットブックと呼ばれるモバイルタイプのパーソナルコンピュータも普及が進んだ。

i-mode から始まった携帯電話とインターネットの融合はスマートフォンと呼ばれる iPhone や Android などの普及によって携帯電話を情報端末化することになった。スマートフォンの特徴の一つにキーボード入力に頼らず、液晶画面に直接触れて操作することが挙げられるが、パーソナルコンピュータもタブレット型 PC も普及するようになってきた。

ゲーム機も据え置き型、携帯型問わずネット対応するようになった。ソフトのダウンロードのみならず、ネット対戦型ゲームの普及やインターネット閲覧まで可能になり、ネット端末化している。

また地上デジタル化によって導入されるデジタルテレビ受像機はインターネット環境と接続され、テレビがネット端末にもなりつつある。

3. インターネットサービスの多様化

インターネットを活用したサービスも多様化し、コンシューマーの様々なニーズに対応が可能になるとともに、供給側の事情によって提供されていたサービスも、コンシューマー側のデマンドに合わせるできるようになった。例

えば、書籍の購入は開店時間に合わせて書店に出向く必要があったため、専門図書や洋書など大型専門店でしか入手するのが難しかった書籍でも、Amazon のサービスを利用することで、24 時間購入が可能となり、あらゆる場所において受け取ることが可能となった。その結果、利用者は時間制約からも解放されることになった。

インターネットに代表される情報基盤の整備によって新たに誕生したサービスとしては下記のものが挙げられる。

▼検索サイト

Google、Yahoo など

▼動画共有

YouTube、ニコニコ動画、YOUSTREAM など

▼ブログ

ameba、はてなダイアリー、So-net ブログなど

▼つぶやき(ミニブログ)

Twitter、ameba なら、Google Buzz など

▼SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

mixi、GREE、モバゲータウン、Facebook など

▼BBS(掲示板・Bulletin Board System)

2ちゃんねる、価格 com、OKWave など

▼写真共有

フォト蔵、picasa、flickr など

▼ネットストア

楽天市場、Yahoo ストア、Amazon、個別通販サイトなど

▼ネットオークション

Yahoo オークション、ビッターズなど

▼情報

災害情報、各種マスコミサイトなど

4. マスメディアの一極集中化

マスコミと呼ばれる各種報道機関のうち全国をカバーする会社は、95 パーセント以上が東京都区部に本社を置いている。

テレビに関しては、「キー局」と呼ばれる日本テレビ放送網、TBS テレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京の民間放送5局が、各地方のテレビ局を系列下に置いて日本全国に情報発信している。その結果として東京からの情報に偏り、「首都からの視点」でしか事象を語れない論調の硬直化、「首都に憧れる地方の住民」の再生産など、東京一極集中を促す原因となっているとの批判がある。

ラジオにおいても同じような状況が存在し、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送がキー局となっている。

新聞においては全国紙の本社が置かれているものの、各地方でブロック紙や地方紙が一定以上の独立性や影響力を持っていることから、一極集中の程度はテレビほどではない。

在名テレビジョン放送局は愛知・岐阜・三重の中京広域圏をカバーする局となっている。自社制作番組や東京以外の局制作の番組も放送されているが、視聴者の立場からすると東京の放送局が制作したものを放送している感が強くなってい

る。取扱う素材が東京以外の地方であっても、制作を行っている局のイメージが強いために起こるものである。

在名テレビ各局においても、全ての局が名古屋市内に本社を置いているため、名古屋以外の情報も名古屋発信のように見えてしまう。

5. マスメディアからミドルメディアへ

ミドルメディアとは、ジャーナリストの藤代裕之の定義によると、マスメディアと、インターネットの掲示板やブログ・口コミといった個人メディアの中間にあるメディアのことを指す。

同じくジャーナリストの佐々木俊尚によると、「特定の企業や業界、特定の分野、特定の趣味の人たちなど、数千人から数十万人の規模の特定層に向けて発信される情報」と定義している。また佐々木俊尚によると「新聞社もテレビ局も、生き延びようと望むなら、ダウンサイジングして、良質なコンテンツの提供者にシフトするほかないだろう」と指摘している。

新聞記事やテレビ番組といった「コンテンツ」をアレンジして、「情報商品」としてパッケージするプロセスは「コンテナ」と呼ばれる。その「情報商品」をエンドユーザーに届けるプロセスは「コンベア」と呼ばれる。

メディアによる情報配信は「コンテンツーコンテナーコンベヤ」の三層構造になっている。

新聞の場合は個々の記事が「コンテンツ」、新聞という媒体が「コンテナ」、販売店が「コンベヤ」である。テレビの場合は個々の番組が「コンテンツ」、そこにCMを載せたり、番組表を編成する「コンテナ」がテレビ、地上波、CATVが「コンベヤ」である。

この3C構造の中で、利益を上げているのは実は「パッケージ」部門を管轄する「コンテナ」部分である。テレビでは「コンテナ」がYouTubeに移りつつあり、新聞では、「コンテナ」がネットに移りつつある。」と指摘している。

社会学的に説くと、マスで製造されたもの（大量生産）がパーソナルに消費（個人消費）されるという経済構造そのものが共同体の解体と個の原子化を招いたとすれば、それに対する補正の動きが、「中間的なメディアによって結ばれる、中間的な共同体」であると言える。中間の共同体の「中間性」は、まさしくそれが経済性主体ではないということに担保されている。

中間共同体の共同性は「うまく立ち回ったもの」に傾斜的に利益が配分され、「しくじったもの」が損をこうむるためのものではなく、そこに蓄積されたりリソースがメンバーたちにフェアに分配されるための共同性である。これは、社会保障を補完的な位置づけとなるNPOなどの存在と似ているとも言える。

このように見てみると、“マス”メディアは経済効率の高いエリアで成立するものであり、結果として東京のような人口が集中している地域でしか存続しないとも言える。

6. ミドルメディアの例

ミドルメディアの例として、同人誌や同人サークルなどで情報共有をする特定層が存在する。同人（どうじん）とは、同じ趣味や志をもった人、仲間ないし集団のことを指す。同人誌とは同人雑誌の略であり、同好の士（同人）が資金を出し合って作成された雑誌のこと。元々は文学などの著述の分野で始まったものであるが、現在では漫画・アニメなどの分野の市場が拡大している。

同人サークルとは、同人によって結成されたサークル（組織・団体）のことを指す。同人組織（どうじんそしき）ともいう。個人で活動している（構成員が1人だけ）同人サークルは、特に個人サークルとも呼ばれる。俳句・川柳・和歌・短歌など、日本の古典詩サークルは結社と称することが多い。

本来は、文化的な創作活動をする人達が集まり、作品を公開したり意見を交換する会員制の『場所』を指していた。しかし、コミックマーケットに代表される同人誌即売会が各地で開催されその存在を一般に知られるようになったことにより、同人サークルは「同人誌即売会で作品を発表している各団体」という認識が広まった。

このような漫画・アニメ特定層は文化的な創作活動に対してサブカルチャーと呼ばれた時期もあった。

代表的な同人活動に、札幌市に拠点を置くイオシスという有限会社を中心になった活動が挙げられる。1998年（平成10年）に札幌市デジタル創造プラザに創設されたアレンジCDや独自のインターネットラジオを運営する会社である。創設当時は北海道大学に通う学生たちが集まっていた。そのメンバーが同人活動を行っていたことから、漫画アニメ系同人から支持を集めることになった。トピックとしては、2009年5月2日～5日の間に、全国7都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）にてイベント行い、1,582名が集まった。そのイベントの内容は「パラライカ」「チルノのパフェクト算数」という曲に振付けられたものを一斉に講演でパフォーマンスするというものであった。

このような活動はインターネット経由や同人ネットおワーク経由で呼びかけて行われており、一般的なマスメディアに登場することはほとんどない。

7. 特定層としてのサブカルチャー

サブカルチャー（subculture）とはある社会の正統的・伝統的な文化に対しその社会の一部を担い手とする文化。それは例えば大衆文化、都市文化、若者文化といったものである。支配的な文化や体制を否定し敵対するようなサブカルチャーはカウンターカルチャー（対抗文化）と呼ばれる。

- ①社会の支配的な文化から逸脱した文化事象を指す。ハイカルチャーと大衆文化の両方を横断し、言語、宗教、価値観、振る舞い、服装などを含む。社会学、特にカルチュラル・スタディーズで用いられる。⇔メインカルチャー
- ②絵画や純文学、クラシック音楽などのハイカルチャーに対し、娯楽を主目的とする趣味的文化を指す。サブカ

ルと略されることもある。

③漫画、アニメ、コンピュータゲーム、特撮作品、フィギュアといったおたく文化を指す。

①が本義で、後に日本において②と③の意味に用いられるようになった。いずれの場合も「既存文化に対する二次的な側面」という含みがある。「下位文化」と訳されることもある。また、芸大生など若いアーティストないしはその志望者が、自分たちの創作する作品や自分たちが発信している文化を、商業ベースに乗っている文化と区別して、カルチュラル・スタディーズ的な意味を含めてサブカルチャーと称することも多い。

日本では「ハイカルチャー対サブカルチャー」という文脈においてサブカルチャーという言葉が用いられているが、欧米ではむしろ、社会の支配的な文化（メインカルチャー）に対する、マイノリティの文化事象を指す言葉として使われている日本では特撮、アニメ、アイドルといった、いわゆるオタクの趣味を指す場合が多い。それらは80年代に一般化しており、サブカルチャーとして定義するのは当初、拡大解釈だった。欧米の研究ではこうした文脈での日本のサブカルチャーは、サブカルチャー研究の領域というよりも、むしろ「メディア文化」研究の領域に含まれる。

1990年代に入ると、この群雄割拠に転機が訪れる。メディアミックスの名の下に漫画、アニメ、ゲームといったジャンルの統合された。漫画がアニメ化され、アニメがゲームに移植され、ゲームが小説化されるという現象が見出されるようになった。

8. シティプロモーションにおける特定層へのアプローチ

これまでのマスメディアを通じたアプローチだけでなく、三遠南信エリアに興味を持つ層と考えられる特定層のキャッチアップを検討しなければならない。

社会経済や土地の風土など一般的な都市の魅力に加えて、その地域を楽しんでいる姿、心地よい空間であることを示すことも重要である。

一般的なプロモーションとして東京オリンピック誘致用プロモーションPVがある。

これは一般的なイメージの踏襲、ステレオタイプの“東京”を表現したものであるが、都市には様々な特定層がサブカルチャーを形成しており、そういった層への訴えかけも必要である。豊橋でこういったオフ会会場となるような都市という認識を如何に作っていくかという視点も考えなければならない。

特定層に対してアプローチするシティプロモーションビデオも制作されてきた。

話題となっているシティプロモーション活動に、函館市がある。

9. たとえば「三遠南信テレビ」

名古屋市は中央広域県のほぼ中央に位置するため、名古屋からの情報発信は理にかなっているとも取れるが、三遠南信地域の県境域は中京広域圏外となっている。中京広域圏と静岡・長野の県域局とが存在している。

三遠南信地域の住民が同じテレビ番組を視聴しようとした場合、3局が同じものを放送することが必要になる。技術的には可能であり、制作も可能であるが、オンタイムに同じ番組をみて情報共有することはかなり難しいのが現状である。

ネットのインフラや情報端末の普及に応じたミドルメディアによる情報伝達手段の構築（コンテナ）と様々な特定層に対応する人材（コンテンツ）を養成し、提供（コンベア）していく手法を整備することが望まれる。

この夏、三遠南信地域社会雇用創造事業における社会的企業人材創出・インターンシップ事業において、まちあるきや散歩を趣味とする特定層を対象としてプロモーションビデオ制作する人材育成をも目的として「まちづくりプロデューサー養成塾」を開講し、地域紹介プロモーションビデオを制作演習を行った。

メディアが多様化する時代においては、地域に精通した映像プロデューサーを養成し、地域紹介プロモーションビデオを活用したシティプロモーションは新しい手法であり、今後着目すべき分野である。

【参考文献】

Wikipedia

『2011年 新聞・テレビ消滅』（佐々木俊尚、文春新書）

内田樹著「内田樹の研究室」

社団法人東三河地域研究センター 平成 22 年度臨時総会・記念講演会 1

平成 22 年 9 月 29 日(水) 15 時より 名豊ビルにおいて臨時総会開催し、記念講演会では、渡邊嘉藏氏が講演を行った。

記念講演会 1

「飯田市の地域づくりと

リニア中央新幹線」

飯田市 副市長
渡邊嘉藏氏



■はじめに

飯田は、人口 10 万 5 千人の地方都市です。

元来城下町であったことから過去何度か大火を経験していますが、昭和 22 年 4 月の大火では中心市街地の 8 割を焼失しました。その後、昭和 28 年に火災復興の都市計画で、東西南北の十字形に防火帯を兼ねた道路を幅 22 メートルで建設し、その片方の道路の中央分離帯に中学生がリングの木を植えたのがリング並木の始まりです。以来 50 年余、今日、リング並木は市民のシンボルとして親しまれています。

飯田のもう一つのシンボルでもある人形劇は、1977 年の国際児童年に始められて以来、毎年 8 月の第一木～日曜日を中心に開催され、今年の夏で 32 回を数えました。今では、全国最大の人形劇の祭典と言われています。この人形劇が縁で飯田市は国際人形劇連盟の本部があるフランスのシャルルヴィルメジエール市（ベルギーとの国境に近い街）と友好都市の提携をしていますが、今年はそこで人形劇の国際的なネットワークづくりを目指す都市連合結成会議があり飯田市長が招聘されました。

■飯田の産業について

飯田の産業は多様性が特徴です。農業は、果樹あるいは畜産などが有名であり、製造業は、伝統的な水引などの地場産業から近代的な精密電子工業まで多種多様です。

コンビニエンスストアの半生菓子には飯田下伊那で製造されたものも多く、またハイブリッド自動車に欠かせない基幹部品の一つは、当市の多摩川精機㈱が製造するなど、シェアが高い製品もありますが、全体としては少量多品種となっています。そのため、果樹のように一つの産品でブランド形成ができるまでのボリュームが無いことは一つの課題でもあります。

■三遠南信の特徴的な地域構造

三遠南信地域は、天竜川を中心としたいくつかの河川による水運と秋葉街道三州街道遠州街道等々の街道によって人や物が動き、古くから交流がおこなわれて来ました。

南から北へというのが大きな情報や文化の伝播の基本的な流れですが、実際はそう単純でもないようです。

例えば信仰では、諏訪信仰のような北から南への流れ（伝播）と、伊勢信仰あるいは熊野信仰・秋葉信仰などの南から北へ

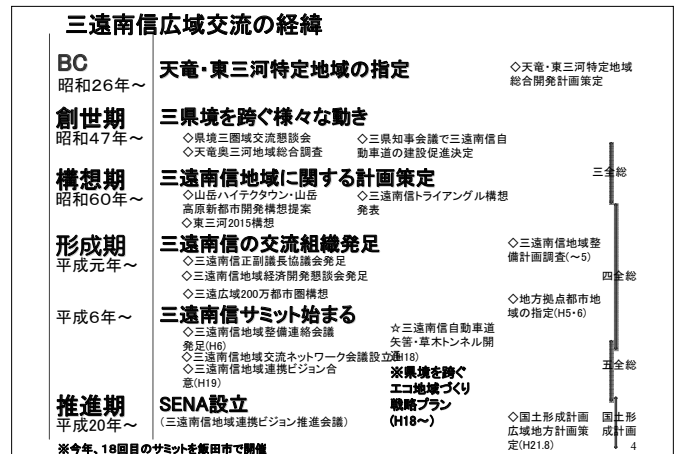
の流れとがあり、県境を跨いで広がる中山間地域は、こうした様々な流れが色濃く混じって独特の文化形成をしています。

■三遠南信広域交流の経過

昭和 20 年代に国土総合開発法が定められ、それに基づいて天竜奥三河特定地域総合開発計画が作成されました。また、昭和 40 年代の後半には、三県知事会議（愛知・静岡・長野）で三遠南信自動車道の建設促進が決められています。更に昭和 60 年代になると、中部経済連合会による三遠南信トライアングル構想が提唱されました。

こうした諸々の経過の中で平成 6 年から三遠南信サミットが始まり、本年 11 月には飯田で 18 回目を迎えました。過去にはマンネリ化という声、あるいはその存在や効果を疑問視する向きもありましたが、豊橋市、浜松市の行政や商工団体、あるいは大学等の機関、更には地域住民の皆さんに支えられ、今日を迎えています。こうしたことから人と人との直接的な繋がり的重要性を改めて感じるところです。

将来的にはリニア中央新幹線の具体化もあって大きく変貌する可能性を秘めていることから、三遠南信地域連携は新たな段階に進めていかなければならないと思っています。その核となるのが三遠南信地域連携ビジョン推進会議 SENA です。SENA は新たな組織も含めて新たな段階に入ってきたと思います。



■3市連携プロジェクト

現在、豊橋、浜松、飯田3市の連携事業として輸送機器用次世代技術産業、健康医療関連産業、新農業、光エネルギー産業の4つの分野を対象に具体的な取り組みが行われ、クラスター事業では、5つのプロジェクトが動いています。

この中で、飯田下伊那地域は、航空宇宙産業に重点的に取り組み、インターンシップ事業として「内閣府地域社会雇用創造事業」が、(社)東三河地域研究センターを窓口に進められ

ています。また、インキュベーション事業については、(株)サイエンスクリエイティブが中心になって展開をしています。

■三遠南信広域連合の意義

三遠南信地域は、全国総合開発計画の流れの中では国土開発の新たな領域・フロンティアとしての位置づけがあり、サミット開催以降は新たな広域連携の形として、豊橋、浜松、飯田3地域にとってお互いに相乗効果がある地域づくりの推進を期しています。

第一回目の三遠南信サミットのシンポジウムで、講師の先生の「三遠南信は、豊橋、浜松の頂点は非常に高く、飯田は極端に低いので歪なトライアングルである。この先、飯田が如何にポテンシャルアップをし、頑張っていくかにかかっている。」という指摘を忘れることが出来ません。これについて、経済や人口等の規模からは比較するまでもありませんが、地域にある素材の多様性や質では比肩し得ると思っています。そして広域連携で豊橋、浜松の力をお借りしながら相乗効果によって県境地域に広がる中山間地域の振興や持続可能性を高めようとも考えています。

しかし、市町村の数は三遠南信サミット発足時の59市町村から現在では27市町村となっており、そうした社会経済状況の変化を踏まえて目標も再定義していく必要があります。

■飯田市の政策の基本的な考え方

(1) 街づくりについて

持続可能な地域づくりのために、帰ってこられる産業づくり、住み続けたいと感じる地域づくり、帰ってきたいと考える人づくりの3つを政策の大きな柱にしています。これには、人口の減少や人材不足が大きな要因となっています。飯田は、長野県下19市の中でも人口の減少数がトップに近い位置にありますが、その最大の原因は、高校卒業後、約8割の若者が飯田を出てしまい、最終的に飯田に帰ってこられるのが4割という帰還率の低さにあると考えています。

(2) 地育力について

飯田では「地育力（ちいくりょく）」を合言葉に人づくりに取り組んでいます。地育力とは、飯田の資源を生かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力です。地域資源を生かした体験活動、体験教育などを柱としてふるさと意識の醸成や生きる力を育てています。

(3) 人材のサイクルの構築

人材流出をくい止めて地域に留めておくダム、そうした仕組みや構造を地域につくろうとしています。勿論、大都市圏からのUIターンにも力を入れています。

また、飯田には女子短期大学以外に大学が無いことから、他地域にある大学との連携によって機能の一部を担ってもらう取り組みに力を入れています。その中心である「飯田版インター大学」は、フィールドスタディーやインターンシップなどを通じて地域の知恵や財産を大学や学生に提供しています。

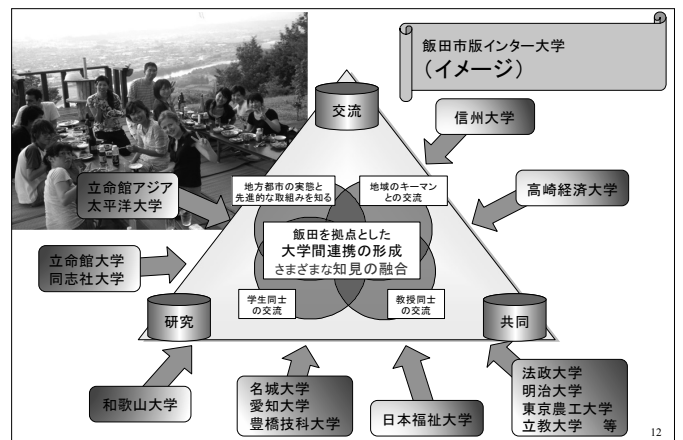
逆に大学の知識や財産を地域へ移植しようと産業技術大学

の開催や、シンポジウム・や講演会などを通じて地域と大学とのネットワーク形成を推進しています。これらによって情報の発信や人材の誘導あるいは産業振興等々を促進しています。

(4) 飯田市版インター大学イメージ

南信州飯田でのフィールドスタディーでは、「ニッポンの日本」と表現していますが、片仮名のニッポンは世界に誇る先端技術やアニメ文化など「クールジャパン」であり、漢字の日本は伝統的な文化や生活様式等のアイデンティティーを表しています。

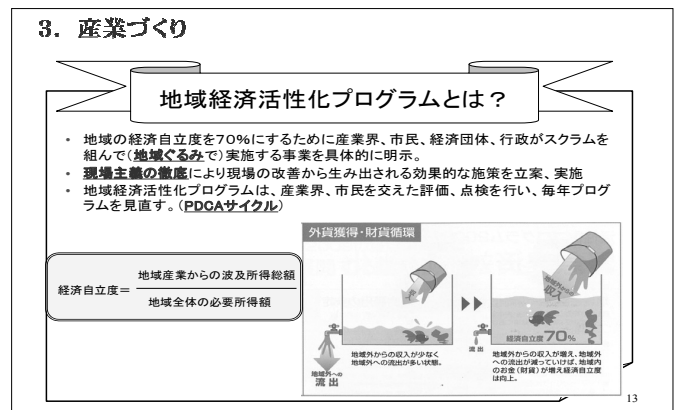
要するにニッポンの中の日本は飯田下伊那にあるということです。大都市生まれあるいは大都市育ちの若者があまり見聞することの無い財産が、飯田下伊那にはあります。このような交流と学びの取り組みを通じて若者を地域へ呼び込みたい思いもあります。



(5) 産業づくり

産業振興は、地域経済活性化プログラムに基づき、地域の経済自立度を70%に固めることを目標に進めています。経済自立度の概念は、国民一人あたりの平均所得に地域の人口を掛けた数値を地域全体の必要所得額とし、これに対して、地域産業から波及効果も含めどれだけ稼いだせているのか、自前でどれくらいのものが稼げているかの割合で、飯田独自の指標です。

この経済自立度は基準年の平成15年が43%でした。これを70%にしようとしていますから、並大抵のことではありません。平成19年は55%まで上昇しましたが、翌年のリーマンショックの影響で落ちこみました。



■飯田市の定住自立圏

この背景には、少子高齢化の進展と大都市圏への人口流出によって疲弊している地方圏に対して国の財政が逼迫している状況があります。これを踏まえ、行政の枠を超えて地域が支え合い、住民の日常生活圏域の一体的な振興を図っていかうというのが総務省が提唱する定住自立圏構想です。

基礎自治体を如何に強めていくか、その手段の一つに市町村合併があり、また広域連合制度もあります。

飯田下伊那は、今以上に合併を進めようとしても小さな自治体が多すぎて容易に出来ない状況です。住民は一つの町村等を中心に小さいながらも濃密なコミュニティを形成していて地域に対する思いが強く、合併に対する心理的な抵抗が非常に強くあります。

更に、飯田の力はまだまだ弱く、頼れないという思いが存在することも認識しなければいけません。そうした事や古くからの広域行政の実績を踏まえて、飯田下伊那は合併ではなく、広域連合制度を選択しました。現在1市3町10村の構成で、広域連合としての充実度は全国一だと自負しています。こうした経緯の中で、平成21年の7月に広域連合を構成する町村との間で定住自立圏形成協定に調印をしました。協定骨子は、実際に動いている事業を再構築する形を取り、新たに事業を起こすものはありませんでしたが、今年度新たな事業に病児病後児保育、図書館ネットワークシステムの追加を行う予定です。

■飯田産業技術大学

飯田市は高等教育機関が無いことを克服するために、種々の講座を開設しています。信州大学と連携して飯田に大学院のコースを開設し、3名の企業社員が学生として勉強しています。また、航空宇宙産業プロジェクトを推進するための人材育成も産業技術大学の重要なテーマです。

■飯田ビジネス支援ネットワークセンター

ビジネス支援ネットワークセンター（略称 NESUC）は、地域の企業が保有する知能や技術、市場などの経営資源を実質的に連携させ、共同受注や大手企業との連携、新規分野の開拓などを行なう目的で設立されたものです。現在58社が登録し、共同受発注と新製品開発の2グループがあります。

最近の新製品開発プロジェクトはLED防犯灯の製造販売で、開発された製品で市内に6,000基ある防犯灯の半数をLED化しました。このLED防犯灯は、地域の企業グループが独自に開発を進め二機種の製品化に成功したものです。

またユニークな取り組みとして竹釘の開発があります。飯田下伊那地域は竹林が非常に多く、その処理に困っている状況から、大学の研究室と共同で竹を釘に出来ないか、竹釘がつかれないかと研究を開始しています。

■生産年齢人口減少への処方箋

リニア時代を迎えようとしている今、一番考えなければい

けないことは人口問題です。平成16年を境に我が国の総人口が減少に転じました。飯田下伊那では、総人口が昭和20年代には20万人を超えていましたが、今年は17万人を割りこんでしまいました。このまま行きますと、リニア中央新幹線が開通する頃は人口15万人がボーダーラインになりそうです。これに加えて、いわゆる生産年齢人口の課題も重要です。生産年齢人口に分類される世代は経済分野を中心に社会の活力を支えています。農林業、自営業はじめとして会社等に勤めて物やサービスを生み出す主要な担い手であり、一方では消費者として国内の需要を支えて経済を回していく原動力となっている世代でもあります。この大切な世代が既に平成7年をピークに減少に転じています。

日本政策投資銀行の藻谷氏は生産年齢人口減少への処方箋は人口減のペースを弱め、それから個人所得総額の維持、個人消費総額の維持この3つを支点に対応策を述べています。紙面の都合もあって詳細な紹介は出来ませんが、傾聴に値すると思います。

■リニア中央新幹線の経緯

リニア中央新幹線は、全幹法（昭和48年制定、全国新幹線鉄道整備法）によって基本計画が定められ、法律の手続きに則って進んでいます。正式には中央新幹線と言いますが、建設の是非や営業主、建設主体等について国土交通省の交通政策審議会へ諮問され、具体的な審議が行われています。その中でリニア方式を採用するか、鉄輪による従来型の新幹線方式を採用するか正式に決まっています。ルートは、いわゆるA・B・Cの3つがあります。Aルートは品川を起点として神奈川、相模原を通り甲府から諏訪を経て木曽谷へ抜けて岐阜県へ行く、Bルートは甲府から諏訪を通り、伊那谷を縦断して岐阜県へ抜けていく、Cルートは甲府盆地から南アルプスを直接貫いていくというもので、国交省の交通政策審議会での論議においてこのルート問題にも早晩決着がつくものと思っております。

3. リニアを活用した南信州地域の発展戦略

① 若者が「ふるさと飯田」に帰帰できる受け皿づくりの推進

先端技術産業や研究開発機能の立地・誘導、観光ポテンシャルの増大に対応したサービス産業の集積誘導・育成など

② リニア新駅を在来駅と結節させて新たな都心機能の構築を図る

交流人口に対する宿泊機能の整備、長野県や三遠南信地域（特に県境中山間地域）のゲートウェイとしての交通結節機能の整備、流入人口に対する定住機能や二地域居住機能の計画的供給など

③ 地域が有する観光資源や経営資源を見直し、飯田下伊那地域の経済のソフト化を進める

美しい景観、自転車を活用したエコモビリティ、若い経営者の発想などを総合的に活性化させ、リニア都市圏における飯田下伊那の地域の存在感を高める工夫に努める。

◆ ◆ 影響調査受託シンクタンクからの提言 ◆ ◆

具体的な検討（まちづくりの構想）を進めることにより、リニア中央新幹線の開業とともに、飯田下伊那地域の新たな発展の歴史が始まることにつながる。

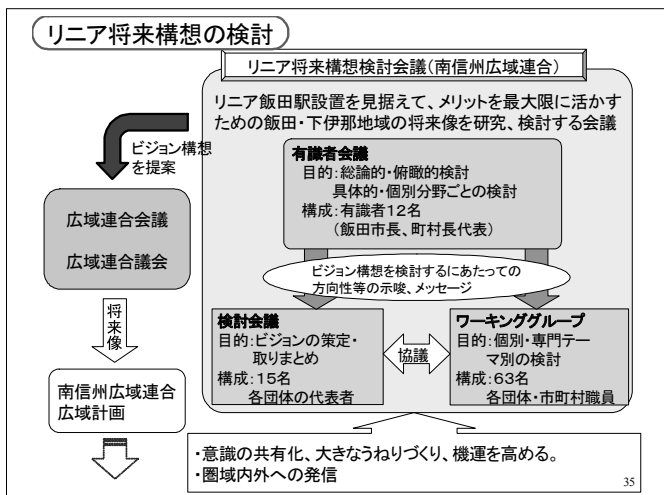
■飯田下伊那の影響

飯田に駅が出来ると品川まで約40分、名古屋まで20分という時間距離になりますが、更に、羽田、セントレアの両国際空港へ約一時間になることも地域の将来を考えていく上では非常に大きなポイントです。また、リニアの環境影響は、

超電導磁石による浮上式テストを行い国土交通省の技術評価委員会等では基本的には問題ない基準値レベルに納まっていると整理されています。

これらを踏まえ、リニアが地域に及ぼす影響等について基礎調査をシンクタンクに委託し、地域の将来構想について検討を始めています。

その結果は南信州広域連合の広域計画に反映させますが、それを踏まえて各市町村あるいは広域連合としてどのように具体化し推進していくかです。将来構想検討のための有識者会議においては、30年後の日本を想定しながら色々なキーワードを検討して頂きました。またプラスのインパクトばかりでなく、マイナスのインパクトもあります。この他にも、将来戦略として様々な提案、様々な課題もあります。議論はまだまだ緒に就いたばかりで抽象的、総論的な段階ですが、「小さな世界都市」をキーワードの一つに据えながら進めようとしています。



■駅の設置場所の考え方

そうした中での大きな課題は、やはり駅の位置です。何処に造るべきか、造りたいか。立場によって考え方が異なります。JR 東海さんは民間企業として費用やリスクの最小化を前面に打ち出しています。しかし、私は国家的なプロジェクトということもあり単純な効率性と利潤の論理で推進することに大きな疑問を感じます。駅の設置場所に関しては、国交省の交通政策審議会で色々な論議を頂いています。より具体的に中央新幹線の途中駅を郊外型ではなく、既存在来線、特に既成市街地の中心駅が望ましいとの提言もありました。当市で5月に開催した総決起大会の基調講演でも同じ内容のご講演を頂いています。先の基礎調査結果からは新幹線の駅を地域の中心から外した場合、圏域全体に大きなマイナスの影響を及ぼすことが明らかになっています。これらを踏まえ、南信州広域連合では去る8月の臨時議会全員協議会場でリニアの飯田駅は現飯田駅への併設を希望していくと集約しました。これは地域としての思いであり、JR 東海さんや長野県などがどのように考えるかは不明であり、実現には非常に大きなハードルがあるとも思っております。

■これからの地域づくりを考える

リニア中央新幹線飯田駅は長野県の南の玄関であり同時に三遠南信地域の北の玄関でもあります。そのため、三遠南信自動車道も非常に大切なインフラです。この道路が開通した場合、三遠南信の愛知・静岡の県境地域においても、場所によっては今の新幹線を利用するよりも早く東京に行くことが可能になります。北にリニア中央新幹線が通り、南に東海道新幹線が通りそれを三遠南信自動車道が連結し、さらに北の日本海側へ中央自動車道等で繋がっていく地域構造が見えてきます。

これにより三遠南信広域連携も新たな展開が見えてくると思います。県境地域に広がる広大な中山間地をどのように生かしていくのか、私たちの知恵と実行力が試されます。三遠南信の将来を拓くために、住民、企業、大学、行政等々が具体的に何を担っていくべきなのかを具体的に検討を重ね、行動に移していかなければいけないと思います。



■まとめ

小さな世界都市を実現するための重要なツールの一つとして人形劇を考えています。更に日本の原風景あるいは伝統的な生活文化習慣を保持し、将来に生かしてことも重要です。こうしたITバーチャルとリアリティーあるいは歴史と未来が混在する地域特性を最大限に活かしていこうと思っています。厳しい社会経済状況ではありますが、大きな夢に向かって一歩ずつ進んでいきたいと思っています。飯田は三遠南信の一員としてこれからも頑張ってまいりたいと思いますので今後とも是非宜しくお願いを申し上げます。

三遠南信広域連携の将来

意義…

- ・地方分権＝地方主権の受け皿としての新たな広域行政体の創出
- ＝歴史・文化・経済・自然等に裏打ちされた新たな枠組み
- ・相乗効果によって多様性に富んだ持続可能で完結度の高い圏域の形成
- ・新たな時代を切り拓く(時代の要請に応える)社会実験的な取り組み
- 特に、中山間地域の再活性化・振興

しくみ・形…

- ・広域連合or定住自立圏又は新たな制度
- ・道州制の受け皿(構成要素)

担い手…

- ・PPP(役割分担に応じて)、地域住民
- ・学問的(客観的・科学的)支援
- ・シンクタンク+大学連携

課題…

- ・連携を必然たらしめる地域ポテンシャル(個性)の切磋琢磨(特に飯田)
- ・担い手の育成(特に飯田)
- ・基幹インフラの早期・着実な整備
- ・様々な「境界」を取り扱う仕組みと調整機能のあり方
- ・チャレンジ&ブレイクスルー

社団法人東三河地域研究センター 平成 22 年度東三河地域問題セミナー 2

平成 22 年 10 月 28 日(木) 14 時～16 時 カリオンビル 6 階(市民センター)にて、今川晃氏が講演を行った。

「自治の視点からみた 県境地域形成の可能性」

同志社大学 政策学部・大学院
総合政策科学研究科 教授
今川晃氏



1. はじめに一取り残された県境地域—

平成の市町村合併によって全国の市町村数は、1999 年 3 月の時点で 3232 (内訳：市 670、町 1994、村 568) あったものが、2010 年 3 月 31 日には 1727 (内訳：市 786、町 757、村 184) となった。合併して新たな政令指定都市が誕生するケースから、合併しても人口 1 万人以下の小規模町村まで、依然として人口規模格差は残されたままである。また、合併して 1000 平方キロメートルを超える広大な自治体も生まれている。

平成の市町村合併の効果についての評価については本稿では差し控えることとするが、広域行政が市町村合併に収斂していったことで、地域自治区等の合併後の都市内分権化議論は総務省(当初は旧自治省)内部でも積極的に行われたものの、とりわけ県境エリアの県境を越えた一体的な地域活性化の検討が遅れたと言っても過言ではないであろう。平成の合併で県境を越えたのは、2005 年 2 月 13 日に長野県木曽郡山口村が岐阜県中津川市に編入合併した一例だけあった。

都市内分権に関する法制度設計としては、1999 年に地域審議会が合併特例法(市町村合併の特例に関する法律)改正によって設けられ、さらに、2004 年の同法改正では地域自治区と合併特例区、同年の地方自治法改正で地域自治区が定められることとなった。後者の地方自治法による地域自治区が、一般的な制度と位置づけられている。

ところが、県境を越え一定の政策運用ができる点にひとつの特色があった広域連合については、市町村合併に比して消極的な評価がなされ、県境エリアにとっては、広域連合の活用についての研究が停滞した。県境エリアにとって、平成の 15 年間は空白期間であった。

広域行政に限定すれば、次の 2 点についてそれぞれの地域で研究開発が遅れたと言えるであろう。

第一には、地方自治体は総合行政体であるという見方が一般化し、機能的な連携の方向性を見出すことができなかったという点である。これは、地方自治法第一条の二第一項「地方公共団体は、住民に福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という規程の解釈にも原因はあった。し

たがって、広域連合制度は県境を超える制度としても期待されていたものの、総合行政を前提とした地方分権の受け皿としての市町村合併だけを推進していったのであった。そこでは、地方自治体は「同一のエリア」を総合的に管轄するという理解が先行し、特定の機能によっては(あるいは政策によっては)アド・ホックにエリア設定が行われるという発想が失われていったのであった。

第二に、NPM(New Public Management)の影響もあって、効率的な行政サービスに比重がおかれ、地域民主主義や人と人との交流の推進が、ひいては効果的な行政サービスや地域の活性化を導くという方向に発想が向かわなかったことである。

さて、以上のような視点を前提として、県境を越えたエリアの活性化を支える制度設計について複数の選択肢について検討しておきたい。

2. 広域連合制度の課題と復活への道程

1994 年の地方自治法の改正によって広域連合制度は創設された。それまでの広域行政の中心であった一部事務組合とは次の 3 点で大きく異なっていた。

第一に広域連合制度は権限の受け皿になることが期待された。市町村によって構成される広域連合であれば都道府県に権限移譲が要請できるし、都道府県が加わる広域連合であれば、国からの権限移譲が要請できるのである。第二に、広域連合の長や議員は直接公選で選ぶことができる点である。第三に、普通地方公共団体と同様に直接請求制度が認められた点である。

ところが実態は、広域連合制度は期待された制度上の特色を生かすことができず、広域市町村圏をスライドさせたもの、あるいは複合的一部事務組合と同様の運営をしているのにすぎないのであった。当時広域連合制度ができたことによって「ふるさと市町村圏基金」の運営をめぐる、それまでは複合的一部事務組合でも運営できたものが、自治省の指示によって広域連合の運営に転換させられたこともあり、法の趣旨と運用との間にかい離が見られた。

こうして政策を運営する広域的な主体として期待された広域連合制度は、効率的な運営を行う機関として受け入れられていくこととなる。したがって、特定の政策を運営するアド・ホックな「一定の独立性」を保持した主体としてではなく、既存の地方自治体を前提に「市町村合併するための広域連合」「市町村合併しないための広域連合」という位置づけも見られるようになったのである。

広域連合制度には県境を越えて特定の政策運用ができるという特色がある。さらに、先に触れたように広域連合長や議

員の直接公選や直接請求制度といった民主的な仕組みも制度化され、政策を運用する主体として法制度が整備されている。したがって、広域連合が積極的に住民参加の手法を開発し、住民と共に意思決定、実施、評価を行おうとすれば可能である。そこで、県境を越えて政策の合意形成を得ることで、実質的には県境を越えた政策運用ができるはずである。

しかしながら、実態はこのような特色を生かした広域連合は一件もない。また、2008年4月1日から、従来の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わり、後期高齢者医療広域連合が全都道府県でスタートしたが、広域連合の本来の趣旨とは異なる利用がなされているのが、現状である。

ところで、現状都道府県の連携の仕組みづくりが進みつつある。これらは後にも触れる『地域主権戦略大綱』で原則廃止の方針を示している国の地方支分部局からの権限移譲の受け皿としても予定されている。例えば関西の2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）は、2010年12月1日に総務大臣から設立の許可を得て、関西広域連合を設立した。また、九州7県（福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県）でも、執行機関として各知事の合議体として「知事連合会議」を中心とする九州広域行政機構の設置を目指して2010年10月より動き出した。

このように、全国各地で新たに広域的な具体的動きが見られるようになってきた。広域行政の制度設計には多様な仕組みが考えられるが、まずはその代表格である広域連合制度の活用の可能性について検討をしておきたい。

(1) 広域連合制度と課税権

広域連合が特定の政策を運用する政策主体にならない主要な理由の一つに広域連合に課税権が無く、政策を運用する主体にはなりえないということが広域連合の関係者からも指摘されることがある。広域連合の運営は構成自治体の拠出金で賄われ、職員も構成自治体の派遣職員である。したがって、負担をめぐって調整に難航しているのが現状である。そこで、広域連合が自立した機関として発展するためには、課全権を前提とした独自の財政運営が可能となるような法改正が必要である。こうした法改正については、東京都の特別区が市町村税の一部を都税として徴収しているという課題もあるので、特別地方公共団体の中でも特別区や広域連合は政策運用の主体であり、課税権のあり方が全般的に見直されるべきである。

(2) 広域連合制度と法定外目的税

広域連合に課税権を付与する法改正が困難な場合は、課税権があるのと同様の効果が発生するような広域連合への収入の制度設計が必要となる。後期高齢者医療広域連合は独自の条例で保険料の設定をしているわけがあるので、収入という点に限定すれば課税権に近い仕組みを導入していると考えることができる。

その他にも、広域連合の構成市町村が、共通の法定外目的

税を導入し、それを広域連合への目的使用拠出金として運用すれば、広域連合での目的を限定した安定的な財政運営が可能となるものと考えられる。

法定外目的税は2000年4月1日に地方分権一括法の内の地方税法の改正で創設されたものである。特定の使用目的の経費とするために、地方税法に定めていない項目について、地方自治体が条例で独自に定める税のことである（地方税法第4条第6項、第5条第7項）。

河口市遊漁税条例（2001年7月1日施行）、多治見市一般廃棄物埋立税条例（2002年4月1日）等がある。

(3) 広域連合とアドホック型自治体（特定目的型普通地方公共団体）

このところ道州制議論の熱が冷めつつあるように感じる。道州制議論では道州制を唱える多様な論者や機関がモデル的な線引きを行ってきた。しかしながら、どのモデルの境界であってもそれぞれの県境地域が十分に納得できるものではなかったのではないだろうか。ひとつの原因は、線引きをする際の調整過程に問題がある。本来であれば、県境地域が主体的に県境地域の範囲、その範囲で共通して取り組むべき政策や機能の設定が先ずはなされた上で、道州制議論における線引きがあるべきであろう。道州制議論が沈静化している時こそ、県境地域が明確な姿勢を示す必要がある。

2010年6月22日の閣議決定された『地域主権戦略大綱』の「第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本的見直し）」では、「地方自治法では、地方公共団体の種類や規模にかかわらず、長と議会の関係を含め、地方公共団体の基本構造を一律に定めている」が、「地域主権の理念に照らし」、「地域住民が自らの判断と責任によって地方公共団体の基本構造を選択する仕組みについて検討を進める」と述べられている。この大綱の中では、アドホック型の自治体形成については想定されていないと思われる。しかしながら、「地域住民が自らの判断と責任によって地方公共団体の基本構造を選択する」ということであれば、重層的に機能的に自治体形成がなされる可能性があるし、またそうでなければ県境地域の一体的な活性化は困難になると考えられる。

アドホック型の自治体については、アメリカのスペシャル・ディストリクト（special district）が参考となる。単一の機能を担うものから、複数の機能をもつまで多様であり、課税権も保有し、財政上の自治が認められている。しかも、基礎的な自治体の境界は言うまでもなく、州の境界も越えてスペシャル・ディストリクトが形成されることもある。

3. 定住自立圏と民間連携

定住自立圏構想は、「地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流入を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する」ことを目指して形成さ

れたものである。2008年12月26日に総務事務次官より各都道府県知事及び各指定都市市長に「定住自立圏構想推進要綱について」の通知があり、『定住自立圏構想推進要綱』（2001年4月1日施行）が示された。

同時に、『広域行政圏計画策定要綱』及び『ふるさと市町村圏推進要綱』2001年3月31日に廃止されることとなった。広域行政圏については構成市町村による我田引水等の課題が提起されてきたが、定住自立圏は広域行政圏に代わるものとして期待された。

(1) 定住自立圏の制度設計

定住自立圏とは、「中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である」。定住自立圏は、宣言中心市がその宣言中心市を含む定住自立圏を対象とした『定住自立圏共生ビジョン』にしたがって運営される。同要綱には「定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため」に、圏域共生ビジョン懇談会の開催を規定している。そこでの構成員として「定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じる施設等の関係者を含めることが望ましい」とする。

このように定住自立圏の取組内容によって異なるものの、住民参加や民間との連携によって定住自立圏共生ビジョンが実現することを期待しているのである。

さらにこのような関係は県境を越えても可能である。例えば、中心市が属する県と異なる県内の市町村とが定住自立圏形成協定を結ぶことは可能である。しかも、先に述べたように県境を越えて住民参加が可能であり、実質的な圏域づくりに住民が主人公として関わるのが制度上も認められているのである。

例えば、2008年10月に鳥取県と島根県両県による中海市長会（中心市：米子市、松江市、周辺市：境港市、安来市、東出雲町）は、定住自立圏構想先行実施団体になり、その後2009年4月30日に松江市と米子市が定住自立圏構想「中心市宣言」の公表、同年10月7日定住自立圏形成協定調印式、2010年3月30日には『中海圏域定住自立圏共生ビジョン』の策定が行われた。同ビジョンは中海市長会で策定され、圏域発展のための方向性として、次の三点が掲げられている。第一に、北東アジアから世界へつながる西日本のゲートウェイの構築～なかうみで出会う～、第二に、中海をはじめとする豊かな自然と人が織りなす調和の実現～なかうみを守る～、第三に、自然・人材・技術の連携による世界に誇る中海ブランドの創出～なかうみで創る～、であった。また、同市長会は、各種団体との連携促進のため意見交換会等を実施している。

また、鳥取・島根両県では、鳥取・島根広域連携共同事業

を実施している。この事業は、「両県共通の地域課題に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、両県の行政・NPO等の連携により地域課題の解決を図る実践的な協働事業を実施し、NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指すもの」と位置付けられている。一事業あたり400万円を上限として、両県からそれぞれ1/2の額を委託または補助することとしている。このような支援によって、民間の活力を引き出し、定住自立圏を支える基盤が形成されることを期待するところである。

(2) 定住自立圏の将来

定住自立圏は「集約とネットワーク」を理念とし、現実には都市機能の集約化を目指すものである。したがって、都市部と周辺部の双方が、お互いの特性と役割の相互理解と認識を促進させることが基盤として求められる。

また、この定住自立圏は行政だけでなく民間企業やNPO等の民間の力が必要であり、地域全体をマネジメントし、多様なネットワークを創出するコーディネーターが求められる。

県境等の行政の制度枠組みに拘束されず柔軟に活動できるところに民間の強みがある。定住自立圏の機能だけでなく、NPO活動や地縁団体活動等の市民活動のネットワークを促進させることで、民による柔軟な圏域形成があつてはじめて定住自立圏は形成されるのであろう。

4. 生産と流通の広域連携

地域民主主義の観点からみれば、本来は市民や民間団体の主体的な活動や相互の連携によって、新たな地域形成や地域の活性化を展開するのが前提である。ただ、残念ながらこうした活力を前提に、制度支援をしようとするパラダイムの転換は起こっていない。ここでの提案はこうした方向への転換も期待して、解説することとする。

一定の地域から日用品を購入する店が消える地区が、国内でいくつか発生している。その中には、高知県四万十市西土佐大宮地区のように、住民が株主となり、日用品やガソリンを販売する「大宮産業」（2006年5月開業）という株式会社を立ち上げた地域もある。もっとも、現状ではこのことを支える法などの制度設計はできていない。

この西土佐大宮地区のようなシステムは生協方式と類似しているといえる。スウェーデン型の第三セクター方式と言われることもある。スウェーデンでは、例えば親が出資し合って父母協同組合保育所を設立したりと、多様な協同組合が設立されている。

また、生活協同組合も近年次第に広域的な連携を志向したと言える。例えば、2003年に滋賀、京都、奈良、大阪。和歌山の7つの生協が集まった事業連合として「コープきんき」は創設された。コープ近畿のホームページには生協どう

しが集まることのメリットとして、「共同で商品を開発したり仕入れたりすることによる、コストやスケールのメリット。共同で品質管理にとりくむことによる、質向上のメリット」が指摘されている。

さて、基礎自治体に限定されず、例えば広域的に地産地消の仕組みを展開しようとする場合（むしろ地産地消には一定の広域性が必要）、そのエリアの住民が出資し合い地元産品を購入する仕組みを構築していくとすれば、広域連携を支える仕組みとして生協方式が考えられる。また、具体的な方策は今後の検討課題とせざるを得ないが、農業協同組合、漁業協同組合等の職業別協同組合との連携も視野に入れる必要があろう。こうして、生産と流通の連携エリアが形成されることで、期待される効果も拡大していくであろう。そこには新たな創造（商品開発、広報展開等）が生まれるからである。

さらには、この生産と流通のエリアへの広域連合もしくは定住自律圏の支援策が構築されれば、ここには民と行政による協働関係によってさらなる飛躍が望めるからである。

5. 三遠南信からの具体的提言を期待して

本稿は広域エリアにおける活性化の可能性について、いくつかの選択肢を提案したにすぎない。そこで、三遠南信地域の詳細な分析を前提に具体的な検討と積極的な発信を期待するところである。その意義について、最後にまとめておきたい。

(1) 地方分権・「地域主権」の可能性を求めて

自らの地域のことは自らが決定し、そのことで地域の環境に応じた豊かさが形成されるという点で、地方分権は歓迎されるべきである。しかしながら、形式的な分権化はそれぞれの閉ざされた空間を形成する可能性がある。印象論にすぎないが、現状を見ると分権化は交流を置き去りにしてきた様に思えてならない。隣の市町村がどのような権限の運用をしているのかが見えなくなっているのではないだろうか。そもそもその権限を地域民主主義にもとづいて住民が意思決定過程に参加する等の方策を講じ、住民が地域形成に携わっているという満足感を得つつあるのであろうか。

広域連合制度は長や議員の公選を制度的には保証しているし、定住自立圏もビジョン形成の段階から民のパワーを期待している。したがって、「地域主権」の根本原理である補完性の原理にしたがえば、公共サービスは、民を前提に民が市町村のあり方を決め、活性化のために必要があれば、民は別の広域エリアを形成していく仕組みを用意していかなければならない。ここには重層的な発想が求められる。地方分権はこうした可能性と地域が主体的に多様なシステムを構築する道を開くものと理解される必要があるのである。

(2) 公共サービス・エリアの再編成のために

市町村合併は効率性が優先されたと言われることが多い。だが、私がかかわった豊田市の合併では、豊田市側からみれば、

豊田市の中心部が洪水に見舞われないために中山間地域の森林の管理も含めて一体的な整備が必要であること、周辺町村が豊田自動車への労働力の供給源でありその結果豊田市の「繁栄」していることなどが、合併へのきっかけであった。したがって、合併時も合併後の総合計画でも都市と農山村との交流が中心的な価値として尊重されていった。このような豊田市も合併によって「完結型」の自治体が形成されたわけではないが、市町村合併がきっかけで文化的、歴史的、地理的要因も含めて発想する機会でもあった。おそらく三遠南信エリアでも市町村合併議論を契機に地域を振り返る機会になったことと思う。

社団法人東三河地域研究センター 平成 22 年度通常総会・記念講演会 2

平成 22 年 11 月 26 日(金)15 時 30 より 名豊ビルにおいて通常総会開催し、記念講演会では、大西隆氏が講演を行った。

記念講演会 2

「低炭素社会に向けたまちづくり」

東京大学大学院 教授
大西隆氏



■はじめに

(1) 日本の人口変化と目標設定

日本社会は大きな変化を遂げようとしており、2010 年国勢調査は人口が減り始めることを刻印する調査と言われるほど、今後激しい人口減少が見込まれています。老年人口が増えて年少人口が減る状況下であり、経済の将来を考えた場合、生産年齢人口の減少が危惧されます。また、生産年齢世代がどの程度老年世代を支えるのかを示す老年従属人口指数は 1960 年頃までは安定していましたが、現在この値が急速に伸びて 2070 年には 0.85 まで増加すると予想されています。生産年齢人口の減少によって社会構造の急激な変化が起き、医療や年金などの仕組みは大きく変わらざるを得ません。そして、それに伴う社会の変化をあらゆる切り口で考えていく必要があります。

現在、低炭素化という課題が突きつけられていますが、その課題に應えるだけではなく、それを経済活動の新しい方向性として経済の活性化に繋げることも可能です。このように低炭素化を進めていくと、一見関係のない問題がもたらす沈滞ムードを払拭するための一つの切り口になると考えられています。だからこそ真剣に取り組むべき課題となっています。

日本政府は地球温暖化防止について、短期・中期・長期の目標を掲げて国際的にアピールしました。温室効果ガスを 2050 年までに現状から 80%削減する長期目標を公表し、2020 年までに 1990 年比で 25%、2008～2012 年までに 6%削減する中期・短期の目標もそれぞれ設定していますので、今後その達成に向けて取り組んでいくことになります。

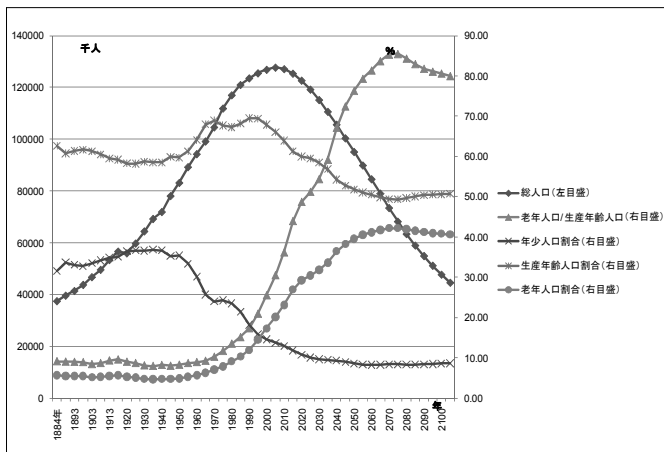


図 - 1 221 年間の日本の人口・年齢構造変化(実績、出生・死亡率中位)

(2) 最近の国際動向

最近あらゆる都市で、国際的用語の「持続可能な都市 (Sustainable City)」が一つのキーワードとなっています。これは経済の発展、分配の公平、環境保全、人口安定、都市構造の 5 つの基本的な価値をバランスよく保つことで形成されるものと私は考えています。この中でとりわけ重視されてきたのが環境保全です。昨年 12 月にコペンハーゲンで開催された第 15 回国連気候変動枠組条約締約国会議では、アメリカや中国、インドなどの排出大国の参加が焦点となり、また、排出量削減を促すために先進国が途上国を支援することも決められました。また、世界銀行が、持続可能な都市の要件である環境保全 (エコロジー) と経済発展 (エコノミー) を組み合わせることによってエコ・エコ都市を実現させる都市政策を提案しました。

現在、これが世界的に大きな流れになってきていますので、環境の議論をする際には、経済のことも忘れずに考えていくことが重要になります。

(3) 地球温暖化対策と低炭素施策

日本国内では、2008 年に地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) の改正がなされ、都道府県を含む特例市以上の自治体が温室効果ガス削減に向けた実行計画策定を義務づけられています。目標達成については義務づけられていませんが、温暖化対策について自治体ベースで計画を作るところまで進んできています。地球温暖化対策基本法案は未だ継続審議中ですが、国際的な約束や排出ガス削減の手段を組み込み、法律の中で体系を定めています。

国が温対法改正前に自治体に求めていたことは、管轄する公共施設における低炭素化を率先して行い、それをモデルとして企業や市民に低炭素化を促すという役割でした。また、社会基盤や公共サービス、規制や計画を通じて低炭素化を図ることも求められるようになり、自治体の公共政策を通じて低炭素化の網が広がってきていると感じています。

■ CO₂ 排出量と削減目標

(1) 排出量について

最近、環境省が全国の都市で温室効果ガスがどの程度排出されているかを知るために、全ての都市について同じ手法で、1990 年と 2007 年、2008 年の 3 時点での推計を行いました。少しラフな推計で細かい調整の問題も残っていますが、これによって日本の都市の状況が把握できるようになりました。

2008 年の豊橋市の一人当たり排出量と全国平均を比較すると、製造業部門排出は少なく家庭部門排出が多くなります。また、1990 年から 2008 年への排出量変化は、合計とし

ては増えましたが製造業部門と貨物自動車部門は減少しています。全国5万人以上都市の部門別排出量も同様な変化が見られていますので、豊橋市は家庭部門の排出量を除けば全国5万人以上都市とあまり変わりはないと言えます。

製造業部門の年間一人当たり排出量は、工業都市が突出していてその他は団子状態で低くなっていますので、都市ごとにばらつきが多いのが特徴となっています。一方、家庭部門の排出量は中国地方と沖縄を除けば、北から南へやや減少していく傾向が見られます。北海道・東北などは暖房需要による高さがあり、中国地方と沖縄はそれぞれ原子力発電が少なく、電力の排出係数の高い電力会社の供給下にあることが、排出量が多くなる要因となっています。また業務部門では、人口が少なくオフィスが建ち並ぶ千代田区の排出量が圧倒的に多く、千代田区の一人当たり排出量は全国で最も多くなっています。旅客自動車部門の特徴は、都市ごとにあまり差はありませんが、公共交通機関に恵まれている首都圏や近畿圏などの大都市圏では排出量が低くなっています。

なお、合併によって水島コンビナートを市域に入れた倉敷市は、製造業の総排出量が全国1位となってしまいました。排出量削減のために工場を閉鎖すると雇用や経済に問題が発生してしまうので、経済成長と排出量削減という2つの相反するものをまとめるためには、排出量を原単位と総量に分けて議論をする必要があります。国単位では総量で議論することが京都議定書によって定められていますが、施策を地域にブレイクダウンしていく際には、都市ごとの特性に応じて議論の方向を使い分けていくことがポイントとなります。

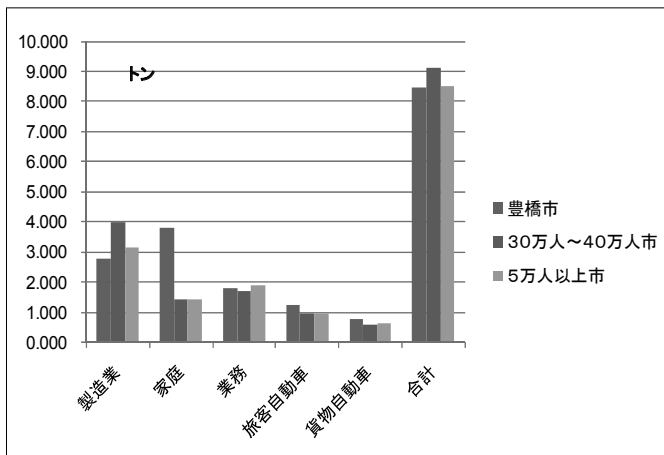


図-2 豊橋市部門別一人当たり排出量

(2) CO₂削減の長期目標

CO₂排出量は「CO₂排出量＝活動量×エネルギー消費原単位×炭素集約度」というように3つのファクターから成り立っています。活動量は、活動が大きくなるにつれて増える指標ですので、人口変動に相関します。エネルギー消費原単位は、同じ活動をする場合にどの程度エネルギーを消費するかという指標で、省エネルギーを行うほど減少させることができます。また、炭素集約度は、同じエネルギーを使用した場合にどの程度CO₂が排出されるかという指標で、新エネルギーを利用するほど減少します。

日本の人口は減少傾向にありますので、活動量におけるCO₂排出量は少なくなっていくことが予想されます。2050年には1990年比で2割近い人口減少が予想されているので、排出ガス80%削減を達成するためには、エネルギー消費原単位と炭素集約度をそれぞれ半分近く減らさなければなりません。日本では部門別に突出した地域がみられますので、各々の特性に応じた対策を立て、目標設定の枠を網羅的に保ちつつ細分化していくことが必要です。

■先進事例

(1) 地区計画等を取り入れた取り組み

千代田区では官民の両方で取り組みが進められています。千代田区では地区計画という都市計画に低炭素化の取り組みを取り入れています。これは10ha程の区域内での地区計画において、「新しく建てられるビルの床面積当たりのCO₂排出量を、千代田区の平均の60%以下にする」というCO₂排出原単位と、「開発によって床面積が増えても地区内の排出総量は現状維持」というCO₂排出総量をそれぞれ定めています。民間の動きをみると、大手町・丸の内・有楽町地区は再開発によって床面積が増えていますが、省エネルギーや新エネルギーの導入によって2020年までにCO₂排出総量を現状の75%程度にすることを決めました。



図-3 神田駿河台東部地区地区計画

東京都は環境確保条例の下で温室効果ガス対策に力を入れており、10年間にわたって主要な事業所を対象に、利用するエネルギーの種類と使用量のデータを収集してきました。今年からそのデータを基に5年間で8%の削減義務を課しています。限られた区域内ではなく主要な事業所全てに課しているため、これによって排出量取引が有効となります。

8-2. 削減義務率(第1計画期間)

区分	削減義務率
I-1 オフィスビル等※1と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%
I-2 オフィスビル等※1のうち、 地域冷暖房等を多く利用している※2事業所	6%
II 区分I-1、区分I-2以外の事業所(工場等※3)	6%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)について

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に減少
(「知事が定める基準」は、区分I、IIそれぞれについて作成)

図-4 都内事業所削減義務率

北九州市では2050年までに現状から50%削減する削減目標を掲げ、さらに中国などアジアに向けて、北九州発の技術協力による削減量をカウントすることで、ゼロカーボンを目指しています。また、城野地区では10ha程度の土地で住宅地開発をしており、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーや電気自動車の利用によって、この区域から排出されるCO₂を年間でゼロに抑える取り組みを行おうとしています。

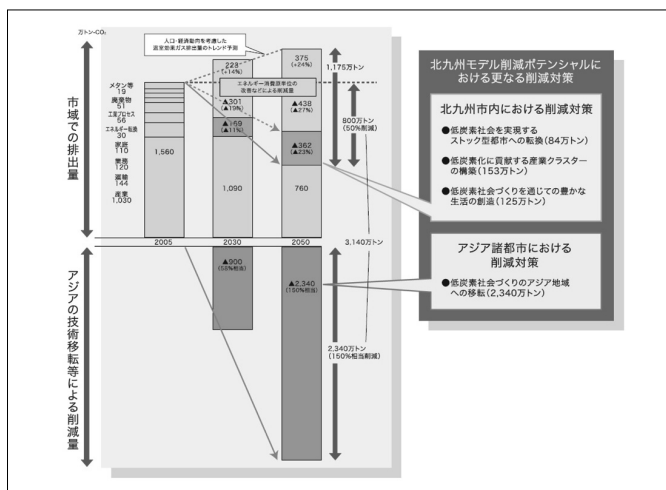


図-5 北九州市のゼロカーボンの提案

(2) 低炭素の都市と交通

富山市は路面電車や郊外電車で恵まれているので交通に焦点を当て、駅周辺に人口を集めて公共交通機関利用者を増加させる取り組みを行っています。富山コンパクトシティは、一箇所だけではなくいくつかの拠点を定めて、その拠点到に居住する人には様々な優遇をするもので、20年間で駅周辺に居住する人が1割増加することを期待しています。

松山市は富山市と同様に公共交通が発達している都市ですが、着実に自動車社会が進んでいます。また、自動車社会が発達している福井市では、以前は高齢になるにつれて自動車運転距離が短くなっていましたが、最近では高齢になっても運転距離が若者と変わらない程度になっています。交通では公共交通を利用することも必要ですが、福井市のように自動車社会が進んでいる都市にはHEV・EVなどの次世代自動車の発達や導入が、低炭素社会を目指す上で鍵を握ることになります。

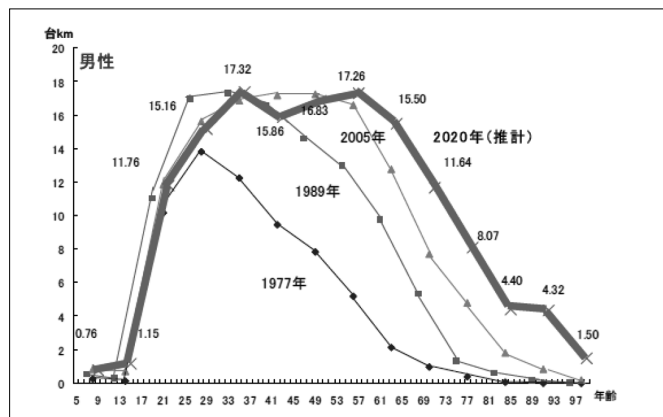


図-6 福井都市圏年齢別自動車台キロ(男性) 東京大学算裕介・大西隆

現在、日本中の都市で低炭素化を取り入れた街区づくりが始まっていますので、後追いの都市はそれらを参考としてさらに上のモデルを作り上げていくべきです。

■おわりに

環境省の法律によってそれぞれの自治体が削減義務を課せられたということになりますが、これは、環境省の施策が都市計画に踏み込んできたということです。環境施策だけではこれからの低炭素化はあまり進められないので、都市計画と同時に進める必要があります。

2010年8月に国土交通省都市・地域整備局がまとめた低炭素都市づくりガイドラインには、低炭素化を目指すための具体的な手法のほとんどが網羅されていますので、各々の都市に見合った手法を選ぶことができます。また、このガイドラインには、マスタープランに低炭素化を位置づけること、新規事業の整備を行う際に低炭素化を進めること、新実行計画策定時にはガイドラインによる低炭素都市づくり施策を盛り込むこと、が柱となっています。環境施策と都市施策が協働することによって、今後新しいタイプのまちづくりが始まります。

これが日本で結果を残すことができれば、大規模な都市化が進むアジアへの技術協力が可能となり、ビジネスチャンスに繋がると考えています。新しいまちづくりは低炭素というテーマと一体不可分で進められていくことが必要ですし、また期待されています。

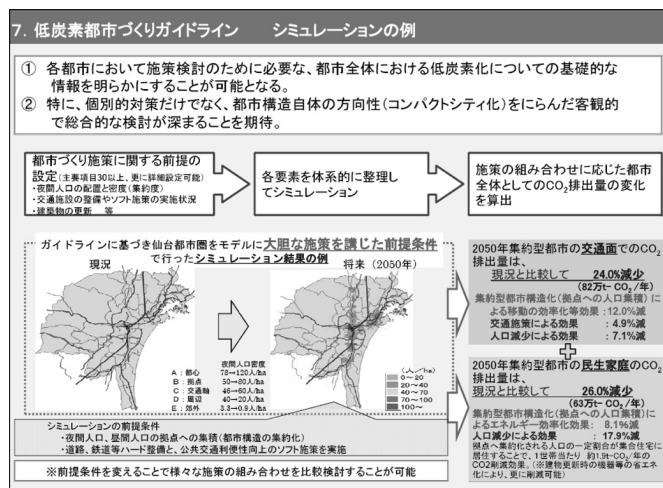


図-7 低炭素都市づくりガイドライン シミュレーションの例

社団法人東三河地域研究センター 第17回地域関連研究発表会

豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の学生による地域をテーマとした研究成果の発表会を
平成23年3月15日(火)に豊橋市民センターで開催した。発表者は12名、52名の行政・企業・市民の方々が聴講した。

目次

1. 「豊橋市北部地区コミュニティバス「柿の里バス」の利用実態分析と改善策の検討」…………… 17
森 健 一 郎 氏 (豊橋技術科学大学大学院工学研究科建設工学専攻修士2年)
2. 「地方都市の市街化調整区域における土地利用マネジメントに関する研究」…………… 18
一開発許可条例導入の効果と課題に着目して—
藤 原 郁 恵 氏 (豊橋技術科学大学大学院工学研究科建設工学専攻修士2年)
3. 「意識調査に基づく中山間地域への定住・交流促進策のあり方についての基礎的検討」…………… 19
横 澤 和 也 氏 (豊橋技術科学大学工学研究科博士前期課程建築・都市システム学専攻1年)
4. 「豊川稲荷表参道商店街の景観整備におけるまち並み印象評価に関する研究」…………… 20
高 橋 有 佳 里 氏 (豊橋技術科学大学大学院工学研究科建設工学専攻修士2年)
5. 「愛知県豊根村旧富山村における合併とその後の村の変化」…………… 21
谷 川 正 樹 氏 (愛知大学文学部人文社会学科地理学専攻4年)
6. 「水窪町における合併の目的と合併後の変遷」…………… 22
松 島 寛 樹 氏 (愛知大学文学部人文社会学科地理学専攻2年)
7. 「水窪町における観光の可能性」…………… 23
伊 藤 洋 充 氏 (愛知大学文学部人文社会学科地理学専攻3年)
8. 「浜松市水窪町における公共施設の立地とその住民利用」…………… 24
岩 垣 高 広 氏 (愛知大学文学部人文社会学科地理学専攻3年)
9. 「土壌・地下水汚染にかかわる日本と台湾の比較研究—利害関係者の対応分析—」…………… 25
陳 淑 珮 氏 (愛知大学大学院文学研究科地域社会システム専攻2年)
10. 「若年者と高齢者における立位での有効支持基底面の比較～高齢者の転倒防止に向けて～」…………… 26
久 野 智 史 氏 (豊橋創造大学リハビリテーション学部理学療法学科3年)
11. 「光弾性縞画像を利用した足趾部加重訓練法に関する研究」…………… 27
杉 本 俊 樹 氏 古 田 智 哉 氏 (豊橋創造大学リハビリテーション学部理学療法学科3年)
12. 「視覚情報を活用した大腿義足装着者の姿勢保持に関する研究」…………… 28
笠 原 礼 音 氏 鈴 木 菜 都 美 氏 (豊橋創造大学リハビリテーション学部理学療法学科3年)

◆講師

愛知大学文学部

教授 藤田佳久先生

豊橋技術科学大学建設工学系

教授 大貝彰先生

豊橋創造大学情報ビジネス学部

教授 片岡眞吾先生

◆地域関連研究発表会で発表された方々

前列：左から森さん、藤原さん、横澤さん、

高橋さん、谷川さん、松島さん、大貝先生

後列：左から片岡先生、藤田先生、伊藤さん、

岩垣さん、陳さん、久野さん、杉本さん、笠原さん



「豊橋市北部地区コミュニティバス「柿の里バス」の利用実態分析と改善策の検討」

豊橋技術科学大学大学院

工学研究科 建設工学専攻 修士2年

森健一郎氏

1. はじめに

平成14年の道路運送法の改正により、バス路線の休廃止が許可制から事前届出制に規制が緩和された。これにより需要が少ない地域では不採算なバス路線が廃止されはじめている。

豊橋市でもいくつかのバス路線が廃止され、公共交通空白地域が広がっている。このような状況に対して、豊橋市では行政と地域の協働により新たに公共交通の確保を図るべく、市内にコミュニティバス路線を開通し運行している。

本研究では、平成22年10月4日に運行が始まった豊橋市北部地区コミュニティバス「柿の里バス」運行地域を対象として、コミュニティバスに対する住民の負担意思額構造や利用者の評価構造に関する分析を目的とする。コミュニティバスについてはこれまでも研究がなされてきたが、その多くはアンケート等で直接住民に意識調査をしているものであった。しかし、この方法では定性的な分析しか行うことができない。

そこで本研究では負担意思回答者に複数個の仮定のバス運行条件と負担額の組み合わせを提示しこれらに対するその賛否を回答してもらうことにした。そして、これを分析することによってバスの運営に対する市民の負担意思額において、どのような要因がどの程度影響を与えるかを定量的に分析する。また同様の質問結果から利用者の効用についても分析を行い、利用改善に向けた検討を併せて行う。

数を推定したものを表1に記す。表によると、運行条件次第では、現在1日5人バスを利用するところが1日38人程度までバスの利用が増えると思込まれるのではと考えられる。

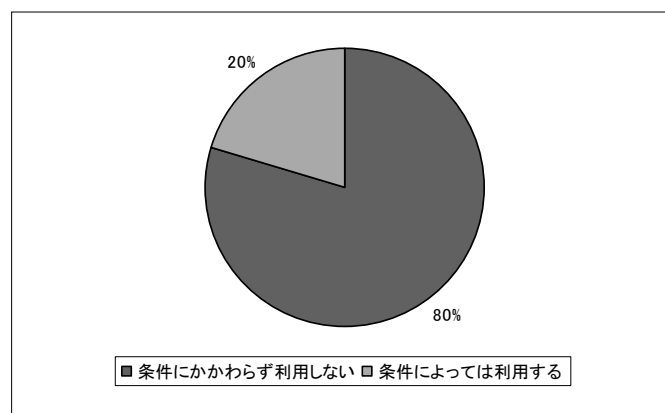


図1：柿の里バスを利用するかどうか

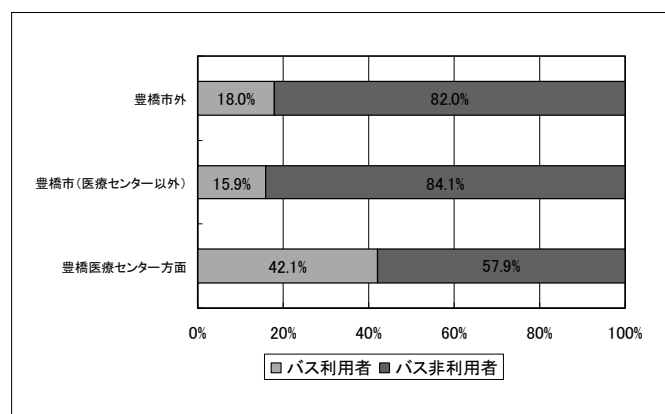


図2：柿の里バスを利用するかどうか(通院地区別)

2. アンケート調査の概要

1) アンケートの概要

アンケートは、平成22年9月～10月に、「柿の里バス」運行地域に該当する3小学校区(西郷・賀茂・下条)全世帯を対象として地域の自治会組織の協力の下、訪問配布、訪問回収方式において行った。

調査票として、世帯代表者用と家族用の2種類を配布した。回収数は表1のとおりである。

主な調査内容は、コミュニティバス運営に対する負担意思額構造及びコミュニティバス利用者の効用算出の為の質問等である。

2) アンケート結果

アンケート結果の一部を図1及び図2に記す。現状では、柿の里バスを利用すると回答した方は全体の2割にとどまった。しかし、通院先が柿の里バスの運行地区である豊橋医療センターである場合は、4割の方が柿の里バスを利用すると回答した。また、バス運行条件別に1日あたりのバス利用人数

表7：バスの運行条件別の1日あたり利用人数の推定

パターン	ケース	運行時間帯 (発車 - 終車)	運行本数	最大運賃	徒歩時間	運行日	利用人数
①	A	6時 - 21時	3往復	400円	5分	月 水 金	26
	B	6時 - 21時	5往復	600円	15分	月火水木金	27
	C	7時 - 19時	3往復	600円	15分	月 水 金	1
	D	10時 - 16時	7往復	400円	10分	月 水 金	31
	E	10時 - 16時	5往復	200円	15分	火 木	25
	F	7時 - 19時	7往復	600円	10分	月火水木金	23
②	A	10時 - 16時	3往復	600円	10分	火 木	14
	B	7時 - 19時	7往復	400円	15分	火 木	13
	C	7時 - 19時	5往復	400円	5分	月火水木金	28
	D	7時 - 19時	5往復	200円	10分	月 水 金	23
	E	6時 - 21時	3往復	200円	10分	月火水木金	37
	F	6時 - 21時	7往復	600円	5分	火 木	26
③	A	10時 - 16時	3往復	400円	15分	月火水木金	25
	B	6時 - 21時	5往復	400円	10分	火 木	24
	C	6時 - 21時	7往復	200円	15分	月 水 金	36
	D	10時 - 16時	5往復	600円	5分	月 水 金	21
	E	7時 - 19時	3往復	200円	5分	火 木	15
	F	10時 - 16時	7往復	200円	5分	月火水木金	38
	現在	7時 - 19時	3往復	500円	(10分)	月 水 金 (火 木)	5

「地方都市の市街化調整区域における
土地利用マネジメントに関する研究」
ー開発許可条例導入の効果と課題に着目してー
豊橋技術科学大学大学院
工学研究科 建設工学専攻 修士2年
藤原郁恵氏

市街化調整区域（以下、調整区域と略記する）と開発許可制度は都市計画制度の中で、郊外スプロールの抑止力が非常に強く、田園地域の環境保全や都市のコンパクト化を進める上で、今後も維持されるべき制度であると考えられる。社会の成熟化に伴い、開発動向の地域的多様性の広がりとともに、都市郊外部（特に地方都市）における土地利用コントロールのあり方に柔軟性が求められる今、調整区域を維持しながら、弾力的な土地利用コントロールのあり方を模索する必要がある。その多様化に備える手法として開発許可条例による規制緩和がある。しかし、制度創設から約10年が経過しているものの、本条例導入による功罪の検証は十分に行われていないのが現状である。よって、本研究では、開発動向に多様化が進む地方都市における開発許可条例（主に都市計画法34条11号条例を対象とする）の導入効果を実証的に明らかにし、その課題を論じることを目的とする。

各自治体担当部局へのアンケート調査によれば、開発許可条例は調整区域内の持続的な集落維持や衰退防止をねらいとして導入されたが、十分な効果があったとはみなされておらず、むしろ、条例導入が調整区域における土地利用の方向性や方針を明確に示すことに効果があったと評価されている。また、開発許可条例は自治体によって内容が多様であるが、対象区域指定と許可用途からその規制レベルを分類することができる。主に開発許可データに基づく分析から、その規制レベルと開発許可条例導入による開発動向への影響には密接な関係があると言える。条例の規制レベルと開発動向の関係からは、対象区域指定の緩和は開発範囲の広範化に関係するが、許可用途の緩和は必ずしも量的増加に関係せず、むしろ、対象区域指定の緩和は量的増加にも影響する傾向が見られる。そして、対象区域指定と許可用途の双方を緩和すると、増加する開発用途も多様化している。従って、対象区域指定の緩和は許可用途の緩和よりも影響度が大きいと考えられる。対象区域指定を緩和する自治体では爆発的に開発が増加し、対象区域指定と許可用途を緩和している自治体では調整区域における土地利用の戦略的なねらいが緩和の理由にあるものの、スプロール問題が発生している事例が見受けられる（スプロール問題等の課題が多く見られる和歌山市の事例を図1・図2に示す）。

開発許可条例の規制レベルは対象区域指定や許可用途から見ると非常に多様である。また、一定の開発圧力がある場所において適切な規制緩和を行い、住宅系開発を既存集落に誘導すれば、本条例には、集落の持続化や既存集落内のコミュニティ維持・強化に貢献する効果が期待できる。他方で、そ

の規制レベルによって調整区域における集落整備の方向性や開発動向が影響されることから、開発許可条例導入の際は、当該都市の調整区域における開発圧力を精査し、その関係から適切な規制レベルを設定することが重要である。開発圧力の高い都市では、インフラの整備水準とは無関係に過度な宅地開発が進む傾向にあるため、開発許可条例を導入する場合には、適切な対象区域に限定した上で開発地のアクセス道路に条件を設定する等、集落内戸数の密度や総量に規制をかけて量的コントロールを行う必要がある。開発圧力の高い都市では、広範な区域で緩和しても意味はないことから、限定的に区域指定を行い、市街化区域の隣接部等に計画的に誘導を図るべきである。許可用途は、自己用住宅に限るか、通常の住宅まで認めるかで大きな差がある。開発圧力の高い場合、自己用住宅に限ることによって歪な市街地形成に繋がる事例もあることから、道路等のインフラとの関係を踏まえて考える必要がある。

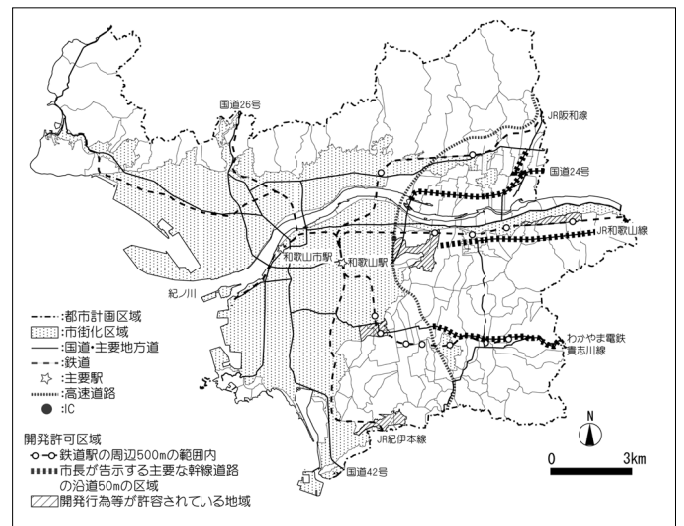


図1 和歌山市の開発許可条例による開発許可区域

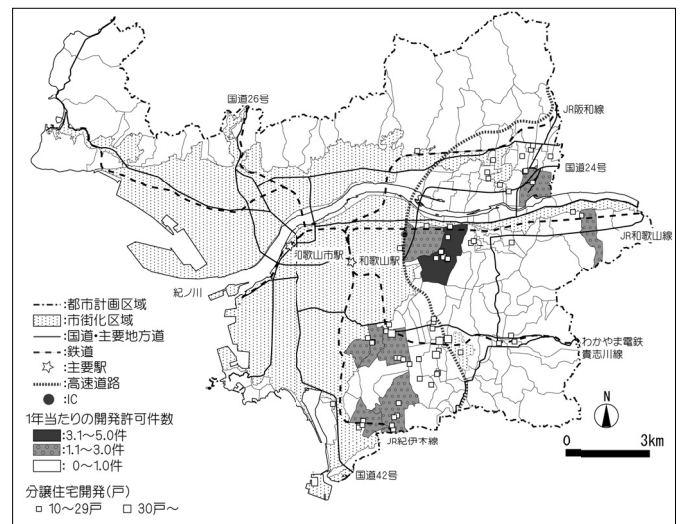


図2 条例施行後における和歌山市の開発動向

1. はじめに

中山間地域とは、明確な定義はないものの、農林統計上の定義として「平地農業地域と山間農業地域の中間的な地域であり林野率が50%～80%で、耕地は傾斜地が多い市町村」とされている。実際には、国土総面積の64.8%の24,078千haを占めており、人口は総人口の13.6%の17,410千人と報告されている（平成17年度農林水産省調査）。我が国では、高度経済成長期より第一次産業から第三次産業へ主幹産業が変化してきた。それに伴い、産業の都市化が進み、条件不利な中山間地域では過疎を始め耕作放棄地、放置林の問題が生じ始めた。近年では、少子高齢化・人口減少が進み、それに伴う生活サービスの衰退から更なる人口減少が生じている。近年、中山間地域に対して、観葉機能や保養機会の提供などの多面的機能が見直されており、都市の発展の為に重要な役割を担っていると期待されている。しかし、中山間地域の多面的機能を維持するためには、中山間地域に人が居住する必要がある。これまで、「空き家情報の提供」や「空き家バンク」、「都市と農村の交流イベント」等の様々な取組みがされているが、これらも、定住に結び付くほど十分に機能していない。本研究では、今後の対策への考え方として、全体的なトレンドとして人口減少は確実であるため、サービス提供の効率化を図り、選択と集中の理論に基づき地域空間構造の再編が必要となると考えている。

そこで地域を3区分し、それぞれの集落タイプ別に対策を講じる必要があるとの判断に至った。

2. 研究内容

本研究では、中山間地域が3つのタイプに大別されると仮定し（表1）、それぞれにあった方策の検討を目的としている。定住促進に関しては、田舎不動産の会員向けアンケート調査を実施し、移住希望者と移住実践者の移住に対する意向

を比較、考察することで定住促進方策のあり方を検討している。交流促進に関しては、滞在型市民農園に着目しヒアリング調査、利用者アンケート調査を実施し、施設ごとの交流実態を明らかにし比較することで、交流促進策のあり方を検討している。それぞれのタイプに応じた定住・交流策の検討を行うことを目的とする。

まず、昨年当該研究室で調査された、都市部住民の移住意向を再整理した。都市部の若年層には潜在的移住希望者が少なくはなく、豊橋市と旧浜松市合わせて最大約8万人いると推計された。特に都市部からのアクセスが良く、かつ、周辺的生活サービス施設への利便性が良い地域では、定住促進の可能性が充分にあることがわかった。次に、仮定した3タイプのうち、拠点集落タイプで今後行っていく定住促進方策のあり方を検討した。検討は、田舎専門不動産の会員向けアンケート調査をもとに、移住希望者と移住実践者の移住に対する考えから違いを比較し的確なニーズの把握を行った。定住を促すためには、自治体と地域住民が協力しながら空き家になっている農家住宅の活用を促す取り組みが求められていると考える。

最後に、仮定した3タイプのうち、持続拠点タイプで今後行っていく交流促進方策のあり方を滞在型市民農園に着目し検討した。検討は、滞在型市民農園に対するヒアリング調査の他、利用者アンケートをもとに、各施設の交流実態や管理体制を把握し、比較することで、地域住民と利用者の交流を促進するための要因を検討。その上で、交流促進方策のあり方について検討した。うまく交流促進を促すためには、事業主体（多くは自治体）と管理者（多くは地元団体）との連携が、交流促進を行う上で重要となっていると考えられる。

共通して言えることとして、中山間地域への定住促進、交流促進を考えると、自治体だけ、地元住民だけの取り組みでは改善されていないことが明らかになった。特に、地元住民の協力は必要不可欠であり、定住における空き家問題も、交流における市民農園の理想的な供給形態も地元住民の活躍しだいで解消が期待できる。

しかし、住民だけでの活動には限界がある。地元住民を始め、地域に根づく企業と自治体が協力する官民一体の取り組みが求められる。

表1 想定する集落タイプの概要

集落タイプ	仮定概要	必要と考える対策
拠点集落タイプ	中山間地域の中でも、小学校、商店、郵便局、医療機関などが存在しており、現在でも地域の中心として機能を果たしている集落である。おおよその目安として、人口2,000人～3,000人程度の地域の中心として機能している集落を仮定。	今後も中山間地域の拠点となるべく、定住促進を実施し、主たる移住者となりうる若年単身者やファミリー世帯層が定住することにより、世代交代を図り地域を存続させていくことが必要となる。（定住促進策が求められる。→第4項）
持続集落タイプ	今後、人口増加はあまり期待できないが、対策次第ではある程度の生活サービスの維持と地域の活性化が期待できる集落である。具体的には生活サービス施設がある程度配置されており、おおよその目安として、人口500人から1,000人程度の地域の中心として機能している集落を仮定。	現在の中山間地域の多くがこのタイプに該当するだろう。この持続集落タイプは、過疎化により外部との交流機会が減少し、地域の活気が失われつつある。交流促進により地域の活性化を図り、交流から生まれる活力により地域を維持していくことが有効であると考え。（交流促進策が求められる。→第5項）
限界集落タイプ	衰退により存続の可能性が極めて乏しい集落である。既に住民の大半が高齢者で、有望な産業もないことから過疎化が進み、地域コミュニティによる自治も機能していない集落を仮定。	集落移転も含めて地域からの緩やかな撤退、つまりは村をたたむことを現実的な選択肢として考えていく必要があるだろう。

「豊川稲荷表参道商店街の景観整備における
まち並み印象評価に関する研究」
豊橋技術科学大学大学院
工学研究科 建設工学専攻 修士2年
高橋有佳里氏

愛知県豊川市に位置する豊川稲荷表参道商店街（以下、表参道商店街）は、かつては豊川稲荷の門前町として賑わっていたが、時代の変化と共に豊川稲荷への参拝客が激減し、観光資源に依存していた表参道商店街は衰退の一途を辿っていた。この状況を打破するため、表参道商店街では平成14年から、店主たちの手作りイベント「いなり楽市」などソフト面での活動を始めた。そして、平成18年からハード面の整備として景観整備事業に着手し、店舗ファサードの改修を行うことになった。松島研究室が企画提案を委託され、平成18年、19年にそれぞれ第一期、第二期社会実験として2軒の店舗ファサードを改修した。その効果測定を基に景観整備ガイドラインを策定し、平成20年度よりそれを基に市の事業として5年間の予定でファサードデザインの改修及び実施を行っている。平成22年までに、社会実験の2軒を含めて計5軒の店舗が改修された。

表参道商店街は、豊川稲荷への参拝客が一番多く、賑わっていた昭和初期の門前町としての懐かしい趣が感じられる和風の店舗ファサードで景観を整える事を試みている。しかし、建築のファサードに対して「懐かしい」とする評価にはあいまいな部分が大きく、その印象構造は非明示的である。デザイン提案を行う際にも、施主と学生の「懐かしい」とするものの感じ方の違いから、提案が滞る事があるのが現状である。さらに、改修店舗の増加に従い、まち並みも点から線へ、線から面へと発展させていく必要があり、これまでのように改修する一店舗のみを考えるデザイン提案から連続性・総合的な景観を考慮したデザインを考える必要性がある。

本研究では、表参道商店街の店舗が人に与える印象について分析し、その結果を用いて昭和初期の懐かしいイメージを与える印象構造（以下、懐かしさ）を明らかにし、既存の景観整備ガイドラインと照らし合わせて、今後の景観整備に反映させる事を目的とした。

研究手法としてはまず、表参道商店街全48店舗の中から一定の基準で23店舗を選定し、選定した店舗について、SD法を用いたアンケート調査を行い、外観から受ける印象を被験者に評価させた。評価尺度は「暗い—明るい」あるいは「印象に残る—印象に残らない」のように互いに対になるような15の形容詞とし、-2から+2までの5段階評価で評価した。より一般的な印象評価とするために、様々な年代の方に被験者になって頂き、合計で68人の回答を得ることができた。

次に、評価項目のうち「懐かしい—懐かしくない」を除く

14の形容詞対による評価結果から、因子分析を用いて評価因子を抽出した。因子寄与率や共通因子の分類を考慮したうえで、14の形容詞対を関係性の強い4つの因子グループに分類し、それぞれの形容詞対のもつ共通因子を読み取った。

因子1と関係性の高い形容詞対は、強い順に「楽しい」「柔らかい」「派手」「明るい」であったため、因子1を「繁華性因子」とした。因子2においては、強い順に「伝統的」「居心地が良い」「重みがある」「周囲と調和している」であったため、因子2を「歴史性因子」とした。同様に因子3においては、「きれい」「統一感」「質が良い」が強い順に出たため、因子3を「整然性因子」とした。因子4においては、「個性的」「印象に残る」が順に強く、因子4を「個性因子」とした。

この因子分析によって導いた4つの評価因子を説明変数「懐かしさ」の評価結果を目的変数とした重回帰分析を行った。得られた式は以下のようである。

$$y = 0.0114x_1 + 0.2062x_2 + 0.0426x_3 + 0.0353x_4 - 0.3330$$

y: 懐かしさ x₁: 繁華性因子 x₂: 歴史性因子 x₃: 整然性因子 x₄: 個性因子

この式より、懐かしさに最も強い影響を与える因子は歴史性因子で、次いで整然性因子、個性因子、繁華性因子の順で影響を与える事が明らかになった。ただし、歴史性因子に対して他の因子の値は低く、ほとんど影響がないことが分かる。よって、懐かしさを感じさせる建築は、伝統的で重みがあり、居心地が良く周囲と調和している印象を与える建築が最も好ましい傾向にあることが明らかになった。この「懐かしさ」という概念は、個人の背景や有する知的体系等に左右されるため、一定で普遍的なものではなく、観察主体に依存して多様である。よって、このような結果は当然と言える。しかしながら、多様な解釈の幅を持ちつつも、観察主体に因って全くバラバラな概念というわけではなく、集団で共有している部分も30%あるという事で、この結果を継続して用いた。

最後に、懐かしさと景観整備ガイドラインの物理的外観要素を照らし合わせることで、懐かしい印象を与える店舗の特徴を導き出した。相関分析の結果としては、「懐かしさ」に最も強い影響を与える歴史性因子の正の相関が高かった項目は「勾配屋根」「日本瓦」「庇、小庇」であった。よって、日本瓦を用いた勾配屋根で小庇がある店舗は「懐かしい」印象を与える店舗と言える。この結果をもとに、策定したのがガイドライン改訂案に沿って、今年度の景観整備事業である2店舗は改修デザインが行われた。2店舗共に、3月の竣工予定である。今後、この2店舗での効果測定を実施する事で、景観形成の鍵となる懐かしさを感じる店舗についてさらなる知見を得ることを目指すことが必要である。

「愛知県豊根村旧富山村における合併と
その後の村の変化」

愛知大学 文学部 人文社会学科地理学専攻 4年
谷川正樹氏

愛知県北設楽郡富山村は愛知県の北東部、長野県と静岡県
の県境に接する地域である。急峻な地形で平地が殆どなく、
民家は斜面に建てられている。この地形を活かして茶を栽培
している。

本村は2005年に隣村である豊根村に吸収合併した。「平成
の大合併」の風潮によって「日本一のミニ村」として称され
た富山村にも合併の波が押し寄せてきた。

合併の背景は財政難であった。2005年と2000年との歳入
が3億円近くマイナスであった。また、最も依存していた地
方交付税が4億円から2億3千万円に落ち込んだ。

こうした状況下で田原市や豊橋市との財政が安定した地域
との飛び地合併や新城市や鳳来町・作手村・津具村・設楽町
・東栄町・豊根村との8市町村合併の話が持ち上がったが、
地理的ハンディや8市町村合併においては、合併による弊害
を挙げられ、両者とも断念された。残された選択は、比較的
財政の安定した豊根村との合併であった。他地域と比べて財
政力指数が高かったためであった。豊根村との合併は財政援
助のための救済策であった。

村民も自治体の経営や本村の後継者不足と考えており、合
併に対して積極的な見解はなくやむを得ず行われたものとい
える。

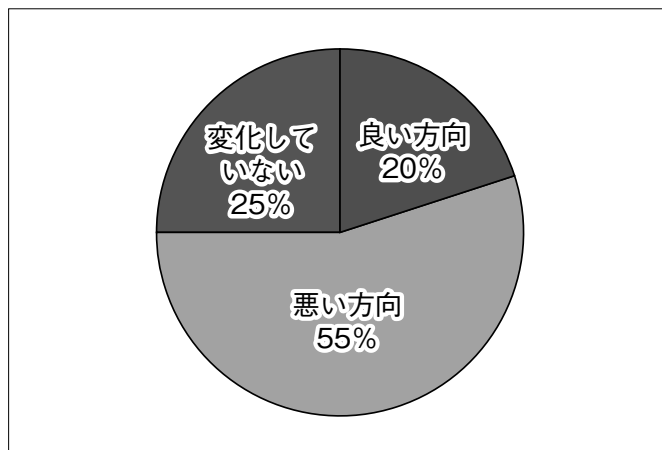
合併後は豊根村の一部として住所録や村営バスの利用形態
の変更、行政区の統一等の社会システムが変化した。新豊根
村の基本目標として生活基盤・環境の整備、保険・医療と福
祉の充実、教育・文化の振興、産業の振興が盛り込まれてい
る。

一方、村民は合併後の変化は悪い方向に進んでいると考え
ている。交通の不便さや人口の減少が挙げられている。前者
においては村営バスの有料化、休日は運転を休止している。

後者においては、200人以上いた人口が大幅に減少した。
とりわけ、若者の減少が著しく見られる。ここから、この合
併は人口流出に拍車をかける結果となった。

愛知県北設楽郡富山村における合併は救済策であったにも
関わらず、逆に悪い方向へと進んだ。改善された点もあるか
もしれないが、弊害の方が顕著に現れている。

合併して早5年が経つ。旧富山村の現状は決して良くはな
いが、一つずつでも良いので、村民の考える改善点や地域特
色を活かして官民一体で富山をあげていくことが今後の「富
山」をよりよい方へ進めていく手立てなのかもしれない。



(図：富山村民の見える合併の方向)

判定	合併の影響と考えられる事柄	主な回答者
良	ふれあいの場が増えた	60代女性 主婦
良	豊根村との交流	10代女性 学生
良	子供を預けやすくなった	40代女性 パート業
悪	土日の定期バス休止による移動の不便	40代女性 パート業
悪	家賃の増加	40代女性 パート業
悪	働き盛りの流出、子供の数の減少	40代男性 地方公務員
悪	人口の減少	50代男性 地方公務員
悪	過疎化の進行	80代女性 無職
悪	バス運賃の有料化	50代女性 主婦
悪	一体感がない	80代男性 無職
悪	住民に対する生活手当や補助がない	80代男性 無職
悪	「富山村」としての名前が消える	80代男性 無職
悪	通学の便が悪く、家族ぐるみで村外へ	70代女性 旅館業手伝

(表：合併後の変化の理由)

「水窪町における合併の目的と合併後の変遷」

愛知大学 文学部 人文社会学科地理学専攻 2年
松島寛樹氏

1. はじめに

長引く不況による地方財政の悪化、平成 17 年 3 月 31 日までを期限とした合併特例法、小泉政権下で行われた三位一体改革による地方交付税の削減などにより、日本各地の市町村で多くの合併が行われた。

この研究は上述した背景の中で行われた、現在の静岡県浜松市天竜区水窪にかつて存在した、水窪町における合併について研究したものである。水窪町は平成 17 年 7 月 1 日に、浜松市を中心とした 12 市町村の合併により現在の浜松市の一地域として編入合併された。

この研究は水窪町の合併の目的と合併が成立した背景、合併後の変遷について明らかにすることを目的としたものである。

研究の方法として以下の事を行った。2010 年 9 月 2 日～6 日にかけて、静岡県浜松市天竜区水窪において現地調査を行った。その中で、窪地域自治センターでの聞き取りと、合併に関する資料の閲覧と利用。また、水窪住民からの聞き取り調査を実施した。これらから、水窪町における合併の目的と、合併後の変化を明らかにした。

2. 合併に対する住民評価

ここでは水窪住民からの聞き取り調査の結果から、合併に対する住民評価を考察する。図 1 は合併に対する賛否、図 2 は合併後の現状について聞き取りを行った結果である。合併の賛否については「賛成」が半数以上を占めている。「賛成」とした理由の多くは財政的に合併しなければならないという理由であった。合併による、生活、福祉などの改善といった理由から合併に賛成していたという意見は少なかった。「反対」の理由で特に多かった理由は「浜松市が中心となる為、水窪町の住民の要望が行政に届きにくくなると思ったから」という理由が占めた。「どちらでもない」と回答した理由として「周囲の人が、合併をしないとどうにもならないと言っていた」とする回答が多く、消極的なながらも合併を容認したと考えられる回答が多かった。これらの結果から、反対意見もあったが財政的な問題から合併をしなければならないという意識は水窪町において高かったようである。

合併後の現状についての結果は、「悪かった」と答えた回答者が多数を占める極端な結果となった。「悪かった」と答えた回答者の理由は、「行政に住民の声が反映されない」という回答が多数を占めた。「どちらともいえない」とした回答は、「何も変わらないという」理由が多かった。「行政に住民の声が反映されない」という理由は、3つの基本方針の問題点と密接に関わっており、合併以前と同等の行政運営を行う事が出来ない現状は、水窪住民の不満に直結していると考えられる。

3. まとめ

最後に、浜松市と水窪町で行われた合併について考察する。合併の結果として、浜松市は当初の構想どおりに政令指定都市へと移行した。そして、水窪町は行政サービスはある程度は維持しつつ、自治体としての破綻を回避できたのである。その為、この合併は理に適ったものであると言える。

しかし、合併後の変遷には問題が見られた。新「浜松市」が掲げた3つの基本方針は合併後の水窪の行政サービスを、ある程度は維持した。しかし、これらによって起きた問題も多い。そして、それらの問題に共通しているのは本庁の影響力である。その為に、水窪は住民の要望に応えることが出来ない状態にあると言える。ここから、現状では「環境と共生するクラスター型政令指定都市」による旧市町村の持続的発展は水窪においては有名無実と化しており、合併によって住民の意見が行政に反映され難くなったという事が明らかとなった。

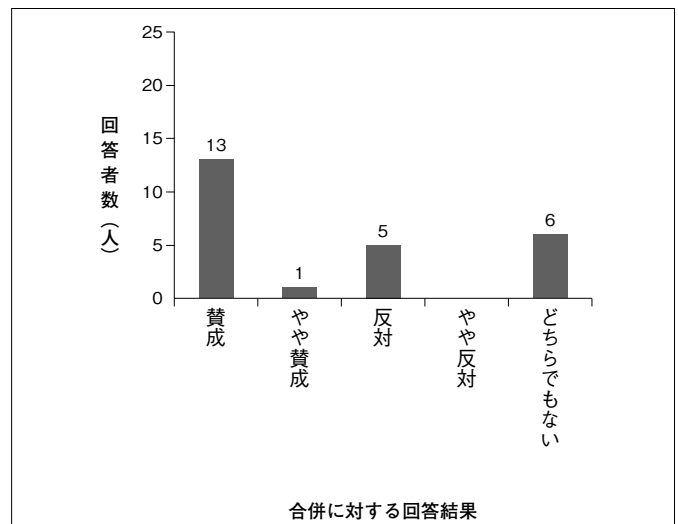


図1 合併の賛否に対する回答結果（聞き取り調査より作成）

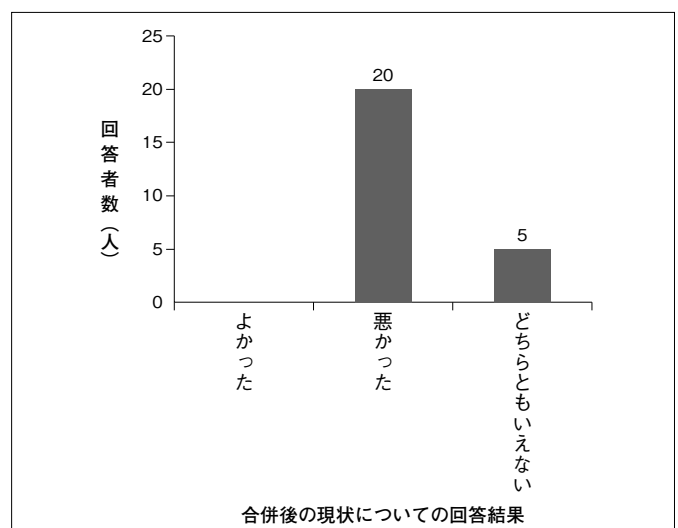


図2 合併後の現状についての回答結果（聞き取り調査より作成）

「水窪町における観光の可能性」

愛知大学 文学部 人文社会学科地理学専攻 3年
伊藤洋充氏

静岡県浜松市天竜区水窪町は、浜松市の最北端に位置し、旧来は、企業誘致、農林業などが盛んな中山間地域であった。しかし、景気の後退、農林業の後退に伴い、人口は、浜松市中心部へ流出し、少子高齢化が深刻な問題となっている。これは、2005（平成 17）年に、近隣の市町村と共に、浜松市と合併したことで、さらに拍車をかけていると言える。このような地域において、観光産業が成立し、発展した事例は少なく、集客力が見込まれる行事・イベントに特化した地域振興を行ってきたことが考えられる。しかし、水窪町内には、多くの観光資源、田楽などの伝統文化、歴史的建造物、民話、伝承などが、多く残っている。これらをどのように、有効に活用し、発展していけばよいのだろうか。以上のことから、私が、強く興味・関心を持つ観光地理学の観点から、観光客を受け入れる立場から、また、観光客の立場から見た、静岡県浜松市天竜区水窪町における観光の可能性を、観光の特性と共に、現地調査を中心とした研究成果を分析・考察し、私の考えを述べることを本稿の目的とする。

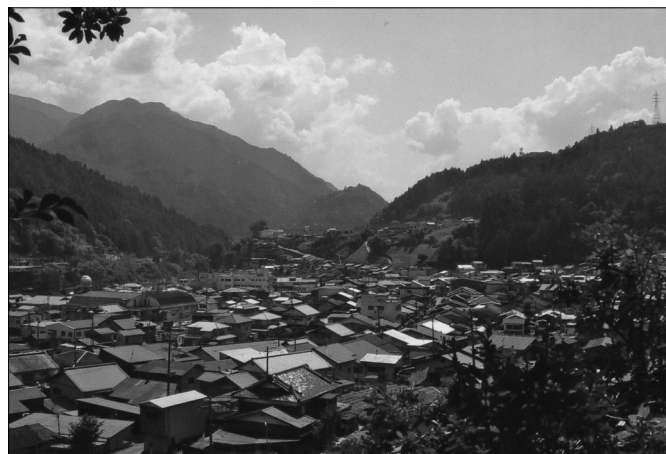
研究方法として、2010（平成 22）年 9 月 2 日（木）～6 日（月）にかけて、聞き取り調査、アンケート調査と協力依頼、資料収集を中心とした現地調査を行った。それに先立って、事前調査、また、2010（平成 22）年 5 月 4 日（火）に、資料収集、景観観察を行った。

最初に、観光客を受け入れる側から見た観光の可能性として、主な観光資源、観光対象施設は、21 個存在することが分かった。具体的には、国道 152 号線沿道、JR 飯田線沿線を中心に、歴史的要素、民俗的要素を含んだ観光資源、観光対象施設が多く立地し、反対に、スーパー林道天竜線を中心に、自然的要素を含んだ観光資源、観光対象施設が多く立地することが分かった。また、水窪町内には、8 軒の宿泊施設が、中心部に集中しているが、このうち、2 軒は、調査当時休業していた。さらに、主な観光客の受け入れ組織として、行政、または同様の役割を果たす組織の他に、民間組織が存在していることが分かった。しかし、現地調査までの調査・研究で、全く知ることができなかった組織が多数であった。これらの組織は、春の花見や、秋の紅葉といった時季に合わせた祭り・イベントなどを企画しており、比較的活発な活動が行われていた。しかし、組織の課題として、合併による影響、意識の低さが挙げられる。特に、意識の低さについては、住民の多くが、「観光は、観光協会、行政に任せておけばよい」と考える方が多く、深刻な問題となっていることが分かった。

次に、観光客の側から見た観光の可能性として、統計資料からみた観光客の動向について、先述したように、冬季の観光客は非常に少なく、祭り・イベントなど一過性があり、特定の観光対象施設への訪問に集中した日帰り観光客が多いことが分かった。また、現地調査の中で、宿泊施設などでアン

ケート調査を行い、また、観光客の受け入れ組織などでアンケート調査のご協力をお願いした。合わせて 100 組に対してのアンケート調査を行い、そのうち、有効回答数は 25 であった。これを踏まえた観光客の行動の特徴として、一過性があり、日帰りの傾向が強いだけでなく、周辺地域とセットで観光を楽しむ傾向が見られた。加えて、アンケート調査の回答から、観光客間によって、情報利用、目的意識、動向の格差が大きいことが分かった。また、水窪町観光の評価として、自然風景を見たいという意見や、歴史や文化を学びたいという意見が多いことが挙げられ、一定の評価があると考えられる。しかし、インフラ整備、情報発信に関する不満も多く聞かれた。

以上のことから、結論として、水窪町における観光の特性について、3 点挙げることができる。1 点目は、浜松市との合併による影響が挙げられる。合併の急激な進行によって、「中央集権的な地方公共団体」がいくつもできてしまい、本来守らなければならない水窪町などの過疎地域、中山間地域が切り捨てられてしまう傾向にあると考えられる。浜松市との合併を機に、観光に関する施策だけでなく、より地域が隔々にまで発展することが必要であると考ええる。2 点目は、地域の意識の低さが挙げられる。まず、住民全員が、地域に愛着を持ち、自信を持って、地域について深く知ることから始めなければならないと考える。3 点目は、観光客の変化である。急激に変化する時代において、観光客の希望や、目的、観光形態などが多様化してきた。しかし、観光客自身も、意識を変化させることは必要であり、先述した地域の意識の変化に効果的に作用すると考える。また、水窪町における観光の可能性として、私は、「みさくほウォークラリー」を提案する。インフラ整備と、意識の向上を前提として、日常生活を中心とした、住民と観光客との交流を通じて、水窪町が活気付き、「一抵抗集落」として、観光を中心とした町に生まれ変わることができると思う。



写真：水窪町中心部全景

「浜松市水窪町における公共施設の立地と
その住民利用」

愛知大学 文学部 人文社会学科地理学専攻 3年
岩垣高広氏

少子高齢化が進行している日本において、とりわけ中山間地域では人口流出による「過疎化」が惹起されている。国は行政の効率を向上させるため「市町村合併」を大規模に行った。これにより生み出された「広域自治体」は数多い。水窪町もその煽りを受けた町のひとつである。

人々が安心してその土地で暮らしていくためには、道路や鉄道、バスなどの公共交通機関、電気・水道・ガスなど「インフラ」が十分に整っている必要がある。学校や病院などの公共施設の存在やそれらの施設が行う公共サービスも重要となる。これらが充実しているかどうかで住民の安心感が変わり、その町に永住するかどうかにも関わる問題にも発展しかねない。特に人口が減少している自治体では、祭り・伝統行事や防災・防犯などの地域コミュニティ活動を含め公共機能を維持することが困難になりつつある。そこで本研究では静岡県奥の山村「水窪町」を対象地域とし、公共施設の立地状況・利用状況および社会福祉協議会が実施する介護予防活動などの地域コミュニティ事業について調査を行うことを目的とする。なお今回は民間の病院等、公共性の高い施設も対象とする。調査方法としては、事前に町の全容および公共施設の概要を把握した後、現地では住民への聞き取り調査を中心に、施設への訪問を行った。

調査地である水窪町は北部を長野県、西部を愛知県と接する県境の町である。町域の大部分は赤石山脈の急峻な山地から成り、町内に多くの山峰を有している。また町を南北方向に中央構造線が貫いており、見事なV字谷が形成されている。水窪町の人口は2010年4月1日現在で2829人であり、その約48.6%を65歳以上の高齢者が占めている。基幹産業である林業も衰退している。2005年に周辺市町村とともに浜松市へと合併した。

水窪町の公共施設は人口の集中する町の中心部に多く立地している。医療福祉から教育・文化、健康・スポーツ、消防・警察に至るまで中心部から約1～2km圏内に存在する。町には2カ所の診療所があり、住民の多くが利用する医療機関である。特に高齢者の多い中山間地域では医療施設の役割が大きくなっていく。また救急救命が必要となった場合、どのように短時間で安全に患者を大きな病院まで搬送するののかも重要な問題となる。このような地域医療に対応するべく、水窪町には消防署の出張所とドクターヘリ用のヘリポートが配備され、住民の不安を解消している。他方産婦人科や小児科が無いことを心配している人がいることも事実である。町内唯一の福祉施設である「みさくぼの里（特養）」も入居が困難であると住民は口にする。

集会施設や文化会館、体育館などの施設は住民の間で利用回수에差が見られる。全く利用しない人もいれば、利用する

という人でもその利用は年に数回程度である。中には体育館の近隣に居住しており、週に1～3回利用する住民もいる。中心から少し離れた^{りゅうと}竜戸地区では後述の「いきいき教室」の活動が根付いており、月に1～2回集会所で老人クラブの活動があるそうだ。

こうした施設利用者減少に住民は、「イベントは予算難であり、合併後は文化会館が使い難くなった」。「地区の祭りは衰退している。かつては分校を中心に地区がまとまっていたのだが（分校は無くなった）」という。

そこで地区の集会施設等を利用し、人々の繋がり、地域コミュニティを維持しようとする活動（主に高齢者を対象として）が、浜松市社会福祉協議会や天竜区役所健康づくり課（保健師）によってなされている。市社協では「元気はつらつ教室」・「元気はつらつサロン」という介護予防（高齢者が介護保険を必要としなくてもいいようにする）事業や「給食サービス」を、健康づくり課では地区単位で介護予防事業、地域組織活動として「いきいき教室」という活動を実施している。中でも給食サービスは、「安否確認」を目的とし、住民のボランティアで成り立っている。

水窪町には施設は多様に存在するが、施設利用においては住民間で温度差がある。施設利用以前にそこまでの移動手段が減っているのも確かである。今後は人口が減少していく中で、「いかに施設を維持していくのか」が課題となるであろう。地域全体で高齢者を支える動きもあり、その場となっているのが集会施設である。予算減によるイベントの縮小により、施設利用者が減っているが、補助金依存からの脱却が求められている。



写真：みさくぼの里(特養)

「土壌・地下水汚染にかかわる日本と台湾の比較研究
—利害関係者の対応分析—」

愛知大学大学院

文学研究科 地域社会システム専攻 2年

陳淑珮氏

本稿は日本と台湾における土壌・地下水汚染問題にかかわる利害関係者（ステークホルダー）の対応を中心として比較分析を行う。

日本の事例については昭和 58（1983）年に判明した最初の揮発性有機溶剤による土壌・地下水汚染（兵庫県太子町 A 電気（株）工場）が発生してから 4 年後の昭和 62（1987）年に判明した第二番目の汚染事例である君津市東芝コンポーネンツとその十年後平成 9（1997）年に内部告発による判明した東芝・名古屋分工場の土壌・地下水汚染問題を取りあげる。

一方、台湾の事例については民国 83（1994）年に外部告発により判明した最初の有機溶剤汚染問題であるアメリカ・ラジオ会社を取りあげる。この事例はただ土壌・地下水汚染問題にとどまらず、汚染問題を巡って多国籍企業の越境汚染・ブラウンフィールドの再開発問題・労働災害・環境法政策の不備・環境保護社会運動など様々な問題が引き起こす。台湾の環境保護社会運動・政府の環境法整備・国民の環境意識もこの事件により活発化される。

1. 事業者の対応分析

東芝コンポーネンツの場合

日本全国における第二件目の有機溶剤による汚染事件の解決について、東芝コンポーネンツが実に申し分のない成績を見せられた。単に汚染問題解決には全く問題が見えないし、さらに推賞すべきモデル的な企業と思っている。だが、根本的な原因は東芝コンポーネンツ工場現場に“人為的な”作業ミスより起因され、工場の施設点検・作業現場安全管理・廃棄物の適正な処分などが指摘できる。

東芝名古屋分工場の場合

本来、企業は行政・株主・一般市民に財務諸表・経営状況などの情報公開義務を強いられ、第三者に判断基準のベースとして企業の評価を行う。この狭義的な財務情報公開のほか、広義的に企業は全てのステークホルダーに信頼・信用関係を築くために、法令順守のほか社会道徳・倫理も求める。事件の発生から解決まで東芝が広義的な情報公開の部分に指摘できる。

アメリカ・ラジオ会社の場合

アメリカ・ラジオ会社の対応についていくつかの問題が指摘でき、まず、汚染事実を公に現れる前に既に汚染事実を把握しているアメリカ・ラジオ会社が問題を公表せず、汚染対策も取らせず、有機溶剤の使用を停止せず、明らかに“社会道徳倫理、社会責任、環境マネジメント”などの真意に違反したため、企業の故意責任として問われる。さらに汚染を判明した後に責任を回避しようとする汚染事実を隠蔽にしたま

ま、善意の第三者に跡地を売却すること明らかに民法の詐欺行為に適す。操業中に従業員の労働衛生安全に違反することなどの問題が表れた。

2. 行政の対応分析

千葉県君津市の場合

今度の東芝コンポーネンツの地質汚染に関する汚染原因の調査・汚染浄化対策の計画・汚染浄化方法の確立にも高い評価が与えている。しかし、評価の仕方が変われば、君津市は当市の水道源水質の調査・データ管理および浄水場の管理などにいくつか問題が指摘できる。

愛知県名古屋市の場合

前例の汚染浄化対策を取らずに、専門家による新たな浄化対策をとることには汚染判明と浄化対策に時間を費やしすぎると批判された声が聞こえて、地下水を利用しないため実際の健康被害がないと判断し、第一時間内で住民の健康診査を行わず、“汚染対策委員会”は名前通り“汚染対策”に専念し、市民の健康に配慮しないがちと問われた。

台湾の場合

今度のアメリカ・ラジオ会社は“過去”に発生した問題を現時点で解決する方法を探る例として、関連省庁は汚染発生原因者に環境浄化の責任を果たさせ、ほかのことは法律に定めてなかったため、特に大きい動きが見えなかった。したがって従業員の健康被害、周辺住民の健康問題にも誤魔化している。

大企業を被告に訴訟を起こることが本来極めて困難なことである、被害者の従業員だけに勝目がないと想像できる。しかし台湾の各省庁・行政の行為は加勢ところか足を引っ張ることしかやらなかった。台湾の各省庁・行政は改めて各自の義務を再確認すべき。

3. 地域住民の対応分析

君津市内箕輪地域住民は事業者・行政との協働関係を求め、地質汚染浄化を通して、共に環境意識が高めることが見られる。

名古屋市西区の住民は協働的な関係が見られない、受動的に現実を受け入れる姿が見られる。

台湾桃園市の住民は汚染浄化どころか汚染浄化した後の経済利便性しか感心を持たない。

環境汚染浄化および環境保全・保護には国の責任ではなく、全ての人間の責任として認識しない限りいくら優れた環境政策があっても効果と成果が見られない。今度の事例研究には君津市の協働関係が環境問題解決のモデルとして推奨すべきと考えている。もちろん、環境問題を解決する方法はその場合による変化し、しかし問題解決する中心的な人物がその全ての利害関係者である。

「若年者と高齢者における立位での有効支持基底面の比較 ～高齢者の転倒防止にむけて～」

豊橋創造大学 リハビリテーション学部

理学療法学科 3年

久野智史氏

1. 緒言

高齢者に多い三大骨折として、大腿骨頸部骨折、脊椎圧迫骨折、橈骨遠位端骨折があげられる。その受傷機転のほとんどは転倒であり、加齢に伴うバランス保持能力の低下が転倒の一因であると考えられている。バランス能力の一つの指標として、立位において身体を傾斜させ足を踏み出さずにその姿勢を保持できる位置（姿勢保持限界点）が検討されてきた。その結果、高齢者は若年者に比べ、前後方向の姿勢保持限界点が狭いことが明らかとなっている。しかし、高齢者は前後だけでなく左右や斜め方向にも転倒する。従って、これらの方向における姿勢保持限界点も狭いと予想されるが、現在までのところ検討されていない。この仮説を検討するために、本研究では前後方向だけでなく、左右方向と斜め方向の姿勢保持限界点についても測定し、姿勢の保持が可能な範囲（有効支持基底面）を高齢者と若年者と比較した。

2. 方法

43名の大学生（若年者群）と43名の高齢者（高齢者群）が実験に参加した。若年者群と高齢者群は、ともに女性が28名、男性が15名であった。年齢の範囲は、高齢者群で65歳から79歳、若年者群で19歳から22歳であった。

被験者が下肢荷重計上で裸足にて立位を保持した状態で全ての測定を実施した（図1）。下肢荷重計により、立位保持時の前後方向および左右方向の足圧中心位置（それぞれCoPx位置とCoPy位置とする）を測定した。

最初に安静立位位置（安静位）におけるCoPxとCoPyを測定した。次に姿勢保持限界点におけるCoPxとCoPyを測定した。姿勢保持限界点は、前方と後方、左方、右方、前左方、前右方、後左方、後右方の計8方向とした。

各姿勢保持限界点における足圧中心位置を直線で結ぶことで各被験者の有効支持基底面の面積を算出した。有効支持基底面の面積は支持基底面の面積に対するパーセンテージで表された。

3. 結果

図2に若年者群と高齢者群の各姿勢保持限界点におけるCoPxとCoPy位置の平均値を示す。有効支持基底面の面積は、若年者群で $47.4 \pm 6.3\%$ 、高齢者群で $36.5 \pm 8.5\%$ であり、高齢者群の面積は若年者群よりも有意に狭かった。

前3方向（前方と前左方、前右方）と後3方向（後方と後左方、後右方）の姿勢保持限界点では、いずれのCoPy位置にも被験者群間の有意な差が認められ、高齢者群は若年者群に比べ、前3方向のCoPy位置が有意に後方、後3方向の

CoPy位置が有意に前方であった。横方向（左方と右方）における姿勢保持限界点では、いずれのCoPx位置にも被験者群間の有意な差が認められ、高齢者群は若年者群に比べ、より内側であった。前3方向のCoPy位置には、被験者群間で分散に差がなかったが、後3方向のCoPy位置と横方向のCoPx位置では分散に有意な差が認められた。

4. 考察

高齢者群の有効支持基底面の面積は、若年者群と比べて有意に狭かった。本研究では8方向の姿勢保持限界点を検討したが、そのいずれにおいても若年者群と高齢者群で有意な差が認められた。これらの結果は、高齢者群における有効支持基底面はある一定の方向だけでなく全体的に狭くなっていることを示唆している。有効支持基底面が狭いということは、足を踏み出さずに姿勢を保持できる範囲が狭くなっていることを意味しており、このことは高齢者におけるバランス能力低下の一因であると考えられる。しかし、加齢による有効支持基底面の減少には個人差が大きいことが示唆された。

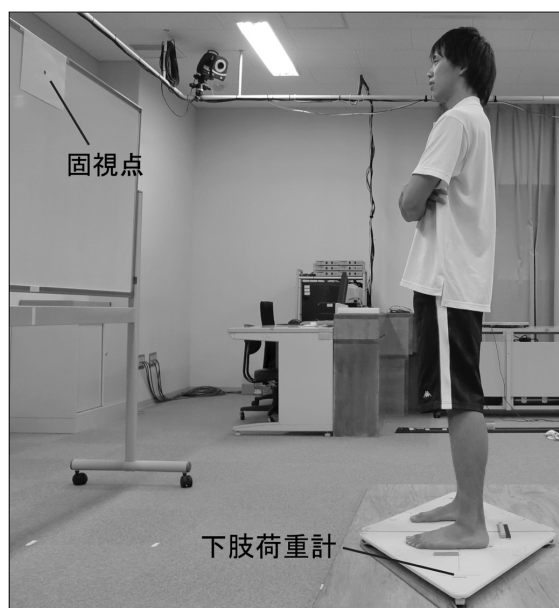


図1. 実験風景

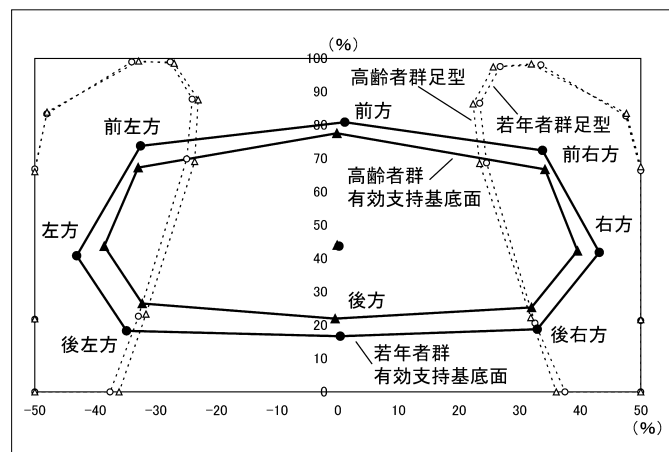


図2. 各姿勢保持限界点におけるCoPxとCoPy位置

1. 緒言

安定した立位姿勢の保持動作や円滑な歩行動作を行ううえで足指の働きは重要である。このような理由から、最近、足指を訓練強化する機運が高まってきており、福田らは足指の把持筋力を訓練し立位バランスが向上することを報告した。¹⁾

また、姿勢バランスの制御を考えると、姿勢は皮膚表面の圧覚、前庭迷路感覚、視覚等の情報と抗重力筋を結ぶ中枢の階層的な制御システムによって綿密にコントロールされており²⁾、開閉眼試験による身体動揺性の違いから分かるように、視覚情報が重要な役割を果たすことは既に知られており、立位バランスの向上を考えた際に、視覚は重要な要素であると考えた。

そこで、本研究は足指の抗重力機能向上を目的として、自身の足指圧力分布画像を視覚情報のバイオフィードバック (Visual biofeedback 以下 VBF) 法として活用する荷重負荷訓練が立位バランス機能の改善に役立つかどうかを力学的に明らかにするために検討を行ったので報告する。

2. 方法

2-1 対象

本研究は、若年健常者 16 名 (20.5 ± 0.5 歳) を対象に、VBF 法を用いる VBF 群 8 名と、VBF 法を用いない Control (以下 C) 群 8 名の二群に分類し実施した。

2-2 訓練方法

訓練方法として VBF 群は光弾性装置³⁾の測定台上 (Fig.1) に、立位姿勢を行った被験者の前方 2 m の目の高さにディスプレイを設置し、これに自身の足底の光弾性縞画像を映し出し、画像を直接見ながら行うものである。C 群は VBF なしで行った。本研究は足指部訓練に Functional Reach Test (以下 FRT) に用いられる前傾姿勢を適用した。この訓練を週 2 回ずつ、5 週間継続して実施した。

2-3 評価・解析方法

評価方法は、訓練前、訓練 3 週間時、訓練 5 週間後に、VBF 群、C 群の代表 1 名の光弾性縞画像をビデオカメラで撮影し、その画像および足圧中心 (COP) 縦比率 (%) を求め、FRT を基に前 FRT 値 (cm) を測定し、重心動揺計により閉眼立位時の総軌跡長を計測した。また、重心動揺計は、データのサンプリング周波数を 20 Hz で、測定時間を 30 秒とした。

3. 結果および考察

3-1 足底部光弾性縞画像および COP 縦比率の比較

訓練前では VBF 群、C 群ともに足指部に荷重があまりかかっていなかった。しかし、3 週経過時、5 週経過時において VBF 群、C 群を比較すると、明らかに足指 (特に第 3 ~ 5 指) 部に荷重がかけられていた。

また、足圧中心 (COP) 縦比率 (%) において VBF 群と C 群を比較すると、VBF 群は C 群の値に比べ、COP が足底前方に位置していた。この理由は、VBF を行うことにより足底部接地状態が確認できるため、しっかりと足指に荷重を加えることができたものと考えた。またこのことにより、足底前方の接地面積も増加し、COP の前方移動とともに安定性が増したものと考えた。

3-2 総軌跡長、前方 FRT 値の比較

VBF 群、C 群ともに訓練前、3 週間、5 週間経過時の前方 FRT 値は増加し、総軌跡長は減少し、立位バランスの向上がみられ、両群間では有意差が認められなかった。しかし、訓練 3 週目までは VBF 群が C 群に比べ総軌跡長、FRT 値とも比較的良好な結果を示した。

この理由としては、視覚の情報を得たことで足指荷重量が修正され短期間で立位バランスが改善できたためと考えられる。しかし、訓練 5 週目で両群に差が見られなくなったのは、長期訓練によって足底部の感覚情報や固有受容器の情報などにより十分な学習効果が得られたためと考えた。

4. 結論

本研究の成果は以下のとおり示す。① VBF による足指荷重負荷訓練は COP 縦比率の増加と足底の前部の接地状態の修正に効果的である。② 総軌跡長や前方 FR 値等は、VBF の有無に関わらず訓練による改善が認められた。VBF を行うことで、短期間の訓練でより高い効果を期待できることも判明した。

参考文献

- 1) 福田泉ら「若年健常者に対する足把持筋力トレーニングの効果」『理学療法』第 35 巻第 5 号 (2008)、261 - 266
- 2) 細田昌孝ら「足底感覚と平衡機能」、『理学療法』第 23 巻第 9 号 (2006)、1246 - 1253
- 3) 中川博文ら「光弾性法を用いた脳卒中片麻痺患者の足圧分布における視覚の FEEDBACK 効果」『日本医科大学医学会』第 84 回 (1995)、79

「視覚情報を活用した大腿義足装着者の
姿勢保持に関する研究」

豊橋創造大学 リハビリテーション学部

理学療法学科 3年

笠原礼音氏

鈴木菜都美氏

1. はじめに

労働災害や交通事故等の外傷性によるものから生活習慣や食生活習慣の欧米化等による生活習慣病の増加、老化などによる閉塞性動脈硬化症や糖尿病などに起因する血管性の病気に至る様々な理由で切断が行われている。四肢の部分的喪失に伴う活動制限を来すため、これを義肢で補完し切断による障害を少なく抑えようとするのが重要となる。

従って、本研究は姿勢制御を果たすうえで重要な役割を果たす視覚を利用して、義足および非義足側に加わる足底部圧分布情報を画像化として視覚に入力するバイオフィードバック（Visual biofeedback；VBF と略）装置が義足装着者の安定姿勢の確保に役立つかどうか力学的視点から検討を行ったので、ここに報告する。

2. 方法

本研究は書面で同意を得た 20 - 21 歳の若年健常者 10 名（ 21 ± 1 歳）の利き脚が右脚の者を対象とした。

被験者は光弾性装置の測定台上で模擬義足を装着し Romberg 肢位で立ってもらい、2 m 前方の目の高さに設置したディスプレイに映し出された自身の光弾性画像を見ながら実験を行った。画像はリアルタイムでビデオカメラにより撮影記録し同時に、ディスプレイに画像を表示した。その画像を肉眼で観察しながら義足側と非義足側に交互に体重移動を繰り返し、最終的には両足に荷重が均等に加わるように 5 分間訓練を行った。測定は VBF 訓練後の視覚情報を完全に遮断した閉眼状態も実施し、視覚を除く姿勢制御面に与える影響についても調べた。

また、今回は 1 回限りの VBF 試行による学習効果の有無を確かめるために、VBF 実施後 1 週間を経過した段階の光弾性画像の撮影も実施した。

3. 結果および考察

実際の切断者と模擬義足の両群とも義足ではつま先のみが接しており、踵側には荷重が全く負荷されていなかった。義足側の分布パターンは酷似しているため、今回の大腿模擬義足を切断肢モデルとして用いることにした。

VBF を実施する前の義足側は前足部のみ接しており、VBF 直後は踵部にも荷重が負荷されていた。1 週間経過時の画像と VBF 直後の画像はほとんど変わらず、閉眼時でも変化は見られなかった。1 回のみの VBF 試行が 1 週間経過時は、もとの状態に戻ると予測したが、結果は VBF 直後の状態が維持されており、学習機能の発揮されていること

が推察された。また、VBF 後は閉眼状態でも同様の足圧分布パターンを示しており、VBF をきっかけとして視覚以外の代償機能にも影響を及ぼすことがわかった。

閉眼による非義足側の縦比率を求め、VBF 前後で比較した。義足装着により足圧中心が後方に移行しており、VBF 時は義足を装着する前に比べ有意に後方移動を行った。VBF 直後には変化がなく、VBF 後の 1 週間経過時は閉眼時とも若干の前方移動を来した。これは義足側と非義足側の画像分布の非対称性の認知に伴い即時的対応の結果だと思われる。その後は徐々に修正が加わったことにより安定化を図ろうとして変化したのではないかと推察している。

4. 結論

模擬大腿義足装着時の立位姿勢における VBF の影響について、本研究の成果を以下のようにまとめた。

(1) 模擬大腿義足装着者の義足部の接触状態は実際の切断者の場合と同様の前足部のみで尖足様パターンを呈した。(2) 1 回のみで僅か 5 分程度の VBF 試行が 1 週間経過時でも、VBF により修正された足圧分布状態（足底全体に荷重を加える状態）を維持していた（学習効果）。(3) 非義足側は VBF による圧分布の急激な変化に対し、VBF 終了後は足圧分布に修正を加えながら安定化を図ろうとして縦比率は前方移動した。(4) VBF 後は閉眼状態でも VBF 時と同様の足圧分布パターンを呈し、視覚を除いた姿勢制御機能にも VBF がきっかけとなって影響を及ぼすことが判明した。

参考文献

1) 中川博文ら「光弾性手法を援用した視覚によるバイオフィードバック装置の開発（脳卒中片麻痺患者の立位訓練への応用）」、『日本機械学会論文集』61 巻 582 号（平成 7 年 2 月）

この度の東日本大震災において、
被害に遭われました皆さま方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、
一日も早い復興をお祈り申し上げます。



東日本大震災復興応援プロジェクト

東三河地域研究

通巻 105 号～ 109 号

平成 23 年 5 月

編集・発行 社団法人東三河地域研究センター
〒 440-0888 豊橋市駅前大通二丁目 46 番地
電 話 0532-21-6647
ファックス 0532-57-3780